安全保障理事会議長声明

「武力紛争下の文民の保護」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2010 年 11 月 22 日に開催された、安全保障理事会の第 6427 回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、とりわけ、決議 1894 が、現場における文民の効果的な保護を確保するための指針を提供することにおいて、重要な段階を示していることを留意しつつ、決議 1265（1999）、1296（2000）、1325（2000）、1612（2005）、1674（2006）、1738（2006）、1820（2008）、1882（2009）、1888（2009）、1889（2009）、1894（2009）を含む全ての従前の関連諸決議および安保理議長声明の、相互に補強し合うやり方で継続的且つ完全な履行への、武力紛争下の文民の保護に関する、安保理の公約を再確認する。

安全保障理事会は、2010 年 11 月 11 日の文民の保護に関する事務総長報告書（S/2010/579）およびそこに含まれている勧告に感謝をもって留意する。

安全保障理事会は、主要な保護問題の改善された分析および結論のための基礎を提供する実用的な道具として、2002 年 3 月 15 日に覚書が採択されたことを想起する。安全保障理事会は、本議長声明の添付書類に含まれている更新された覚書を採択しまたより体系的且つ終始一貫した基礎に基づきその使用を継続する必要性を強調する。

安全保障理事会は、国家がその領域内のおよび関連する国際法によって規定されるその管轄権に従うあらゆる個人の人権を尊重しまた確保する主要な責任を負うことを認識する。

安全保障理事会は、武力紛争の当事者が、影響を受ける文民の保護を確保するためにあらゆる実行可能な措置を講じる主要な責任を負うことを再確認し、また武力紛争の当事者に対し、影響を受ける文民の基礎的な必要を満たしまた女性と子ども、難民、国内避難民並びに障害を持つ者および高齢者を含む具体的な脆弱性を有するその他の文民の固有の必要に注意を払うことを促す。

安全保障理事会は、和平過程の促進および持続的和平と発展の達成並びに人権および法の支配の尊重が、長期の文民の保護にとって最も重要なものであることを強調する。

安全保障理事会は、文民とりわけ女性および子どもに関する武力紛争の影響に対処することを引き続き約束する。安保理は、故意に目標とする、無差別のまたは不相応な攻撃および性とジェンダーに基づく侵害、並びに適応可能な国際法に違反するその他の行為の結果としてを含む、武力紛争の状況における犠牲者の大多数の割合を、文民が占め続けていることに安保理の深い遺憾を表明する。安保理は、全ての関係当事者がそのような行為を直ちに止めることを要求しまた適切な措置を採択する安保理の用意を再確認する。

安全保障理事会は、人口稠密地区の中またはその近くにおける紛争の人道的影響に懸念をもって留意しまた武力紛争の当事者に対し適用可能な国際人道法に従って一般市民に保護を与えることを求める。

安全保障理事会は、適用可能な国際法のあらゆる違反に対し安保理の強い非難をくり返し表明しまた武力紛争の当事者が国際人道法、人権法および難民法の下で彼らに適用される義務並びに安全保障理事会のあらゆる関連決議を履行することを厳格に遵守することを要求する。安全保障理事会は、この分脈において、不処罰を終わらせるための国家の関連義務を遵守する国家の責任を強調しまた国際的な関心のある最も重大な犯罪の不処罰に対する闘いは、国内、国際および「混合」刑事裁判所および法廷、審査委員会並びに国内法廷における特別裁判部におけるその犯罪の訴追を通して強化されてきたことに留意する。安保理は、2010 年 5 月 31 日から 6 月 11 日までウガンダのカンパラで開催されたローマ規程の第一回検討会議により行われた国際的な刑事裁判の実績調査に留意する。安全保障理事会はまた、真実および和解委員会、国内補償計画および制度改革を含む、司法および和解制度のあらゆる範囲に注意を喚起する。

安全保障理事会は、外国占領下の文民の必要性を認識しまた、これに関連して、国際人道法を完全に遵守する占領国の責任を更に強調する。

安保理は、人道援助の枠組み内で、全ての者にとっての人道性、中立性、不可分性および独立性の人道的原則を支援し且つ尊重する重要性をくり返し表明する。安全保障理事会は、そのような人道要員に向けられた、故意による全ての暴力行為およびその他の脅迫の形態を非難し且つ止めるよう要請しまた紛争の全ての当事者が、国際人道法の下で彼らに適用される義務を履行し、人道要員および救済品を尊重し保護することを求める。安保理は、これに関連して、組織的な監視および人道アクセスへの制約の分析を継続する重要性を強調する。

安全保障理事会は、難民および国内避難民の長続きする解決、とりわけその自発的、安全且つ威厳をもった帰還、または地域的な再統合若しくは再定住の達成の重要性を強調する。

安全保障理事会は、平和維持活動特別委員会の報告書（A/64/19）を含む、文民の保護に関する提案、結論および勧告を歓迎する。安保理は、全てのミッションの構成部分および命令系統のあらゆる段階がミッションの保護任務および彼らの関連責任を適切に知らされ且つ関係することを確保する目的で、文民保護に関する上級ミッション指揮官による関与を確保する重要性を強調する。安保理は、概念的枠組の推敲、資源と能力の要件の要約および文民の保護任務の実施のための活動手段の作成における事務総長により為された進展を歓迎する。安保理は、文民保護に関する平和維持活動要員のための展開前訓練を改善する重要性を強調する。安保理は、軍隊および警察提供国に対し、これらの重要な材料を十分に利用しまたそれらの結果に関する情報を提供することを奨励する。

安全保障理事会は、ミッションの職務権限の実施のために、ミッションは地域社会と効果的に意思疎通をしなければならずまたそのようにする能力を有することを強調する。安保理は、この分脈において、ジェンダーの感受性を考慮することおよびミッションが利用可能なあらゆる手段、とりわけ、民政担当

官、地域連絡通訳およびラジオのようなその広報および民政部門を十分に利用することの重要性を強調する。

安全保障理事会は、平和維持活動の実施において為された進展を計測しまた再検討するために要求されている達成条件の実践を再確認し、平和維持活動における幕引きの状況における明確な達成条件の重要性を強調し、また関連するミッションのためのそのような達成条件における文民保護に関する進展の指針を含むことの重要性を強調する。

安全保障理事会は、武力紛争における文民を保護するための進展について組織的に監視し且つ報告する必要性を認識する。安全保障理事会は、武力紛争における文民の保護について報告することに関する平和維持およびその他の関連活動のための指針を策定するという事務総長に対する安保理の要請をさらにくり返し表明する。安全保障理事会は、武力紛争における文民の保護に関するより包括的且つ詳細な情報を、国を特定した状況に関する事務総長報告書に含むという事務総長に対する安保理の要請をくり返し表明する。

安全保障理事会は、国際連合人道コミュニティに代わって人道問題調整事務所による安全保障理事会理事国に対する説明の実行に留意する。

安全保障理事会は、武力紛争中の民間軍事会社の活動に関する国の関連ある国際的な法的義務および良い慣行に関するモントルー文書に留意する。

安全保障理事会は、国際法の下での合法的な行為の結果としての損失に苦しむものを含む、武力紛争により影響をうける全ての文民が、人間としての本来備わっている尊厳に関して援助と理解を受けるに足ることを強調する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、2012 年５月までに文民の保護に関する彼の次の報告書を提出することを要請する。

添付資料

武力紛争下の文民保護

覚書

武力紛争下の文民保護に関係がある問題の審議のために

武力紛争下の文民保護を高めることは、平和および安全の維持のための国際連合安全保障理事会の活動の中核である。平和維持活動の職務権限の創設または更新時を含む、与えられた状況において文民保護の問題についての安保理審議を促進するために、2001 年６月に、安保理理事国は、安保理の協力の下で関連問題を一覧表に記載している覚書を立案することを提案した（S/2001/614）。2002 年３月 15 日、安保理は文民保護問題の安保理の審議のための実用的な指針として覚書を採択しまた定期的にその内容を再検討し且つ更新することに合意した（S/PRST/2002/6）。その後、2003 年 12 月 15 日の議長声明 S/PRST/2003/27 の添付資料として更新され採択された。

これは覚書の第４版であり、決議 1265（1999）、1296（2000）、1674（2006）、1738（2006）および 1894（2009）を含む、文民保護に関する安保理の従前の審議に基づいている。それは安全保障理事会および人道問題調整事務所（OCHA）間並びに OCHA および関連国際連合部と機関並びにその他の関連人道機関間の協議の結果である。

覚書は、武力紛争下の文民保護に関連する問題の安全保障理事会の審議を促進することを意図している。この目的のために、安全保障理事会の行動のための主要な目的を目立たせている。つまり、安全保障理事会の過去の実行を基礎とした、その目的の会合における審議のための具体的問題を提案すること、また、そのような問題に言及している安全保障理事会決議および議長声明から合意された用語を選び出したものを追加文書において提供すること。

各平和維持活動の職務権限は、個別の案件に基づいて推敲されなければならないことを念頭において、覚書は、行動のための青写真として意図されたものではない。詳述された様々な措置の関連性および実用性は、各々の状況における具体的条件で審議され採択されなければならない。

多くの場合、文民は平和維持活動が創設されていない差し迫った必要性の状況に捕らえられている。そのような状況は、安保理が緊急の注意を払うことを求めている。この覚書は、それ故、安保理が平和維持活動の範囲外の行動を考慮することを望むであろう状況における指針も提供する。

Ｉ．紛争の影響を受ける住民に関係がある一般的保護問題

Ａ．紛争の影響を受ける住民の保護、および支援

保護するために必要な措置を講じまた紛争の影響を受ける住民の基本的必要性を満たす武力紛争の当事者

審議のための問題

武力紛争の当事者が効果的に支配している中で、一般市民を尊重し、保護しまた基本的必要性を満たす彼らの責任を強調する。

適用可能な国際人道法および人権法に違反して武力紛争の状況において文民に対して行われた暴力若しくは侵害行為を非難し、且つ即時停止を求める。

適用可能な国際人道法および人権法の、武力紛争の当事者による厳格な遵守を求める。それには以下のものを含む。

・生命および身体に対する暴行の禁止、とりわけ殺人、傷害、虐待および拷問、強制失踪、個人の尊厳に対する侵害、強姦、性的奴隷、強制売春、強制妊娠、強制不妊およびその他の形の性的暴力。
・自由の恣意的な剥奪の禁止。身体刑、集団に科する罰、正規に構成された裁判所で一般に不可欠と認める全ての裁判上の保障を与えるものの裁判によらない判決の言い渡しおよび刑の執行。
・人質をとることの禁止。
・紛争に係る理由で一般市民に移住を命ずることの禁止。ただし、当該文民の安全またはやむを得ない軍事上の理由により必要とされる場合を除く。
・適用可能な国際法に違反して、武力紛争の当事者による、敵対行為への子どもの勧誘または積極的な使用の禁止。
・あらゆる形態の奴隷および奴隷貿易並びに無報酬または虐待的強制労働の禁止。
・国際人道法に定める救済品の供給を故意に妨害することの禁止。
・政治的、宗教的、人種的またはジェンダーを根拠とする迫害の禁止。
・国際人道法および人権法の適用において、人種、皮膚の色、性、言語、宗教若しくは信仰、政治的若しくはその他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生または他の地位に基づくあらゆる不利な差別の禁止。
・傷者および病者がいずれの当事者に属する者であれ彼らを尊重し且つ保護し、とりわけ交戦の後に、傷者および病者を捜索しおよび収容するためにあらゆる可能な措置を講じ、また医学上の理由以外のいかなる理由による差別なしに、実行可能な最大限の範囲をもって且つできる限り速やかに彼らの状態が要求する治療を、提供する義務。

全ての当事者に、関連する組織、可能な場合には、あらゆる刑務所および抑留場所に対するアクセスを確保することを求める。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会により承認されたその他のミッションに、適

切な場合且つ個々の案件に応じて、その活動地区内において、一般市民、とりわけ肉体的暴力の差し迫った脅威の下にある者の保護に貢献することを委任する。それを行うにあたり、以下のことを要請する。

・文民の保護は、職務権限の遂行において利用可能な能力および情報資源を含む資源の使用についての決定において、優先順位がつけられること。
・潜在的な危険地帯における強化された且つ組織的なパトロール、合同保護チームまたは早期警戒チームのような実行可能な保護措置を含む、ミッションが文民保護のためにできることに関する明確な指針／命令の策定。
・文民の保護に関する専門知識を確かなものとするための、ミッションの文民部門と軍事部門間および人道関係者との組織的調整。
・ミッションの職務権限と活動についての意識と理解を高めるため、また文民に対して犯された国際人道法違反と人権侵害に関する信頼できる情報を収集するため、ミッションが一般市民と理解しあうこと。

国際連合平和維持活動および他の関連ミッションが、国際連合国別現地チームおよび他の関係者と協議して包括的保護戦略を策定することを要請する。

文民保護に関する情報を含む国の具体的な状況に関する事務総長報告書を要請する。

国際連合平和維持活動および他の関連ミッションが、その保護の職務権限の履行における具体的な出来事を測定するために、文民保護に関する進展についての達成条件および指標を策定することを要請する。

部隊および警察提供国に対し、文民保護のため国際連合平和維持活動および安全保障理事会により承認された他の関連ミッションに、参加しているその要員の保護の関心についての意識と理解を強めるための適切な訓練の提供を確保することを要請する。

関連地域および／または準地域機関に対し、武力紛争に影響を受ける文民の利益のために、政策、活動および提言を策定しまた実施することを促す。

B. 移送

武力紛争の当事者および他の関係者は、一般市民の移送を自制し、且つそれを防止しまた対応するのに必要な措置を講じる

審議のための問題

適用可能な国際人道法および人権法に違反した移送を、非難し、またその即時停止を求める。

武力紛争の当事者による、以下のことを含む、適用可能な国際法、人権法および難民法の厳格な遵守を求める。

・一般住民の全部または一部の追放、強制移送または移送の禁止。ただし、関係する文民の安全または絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合は、この限りでない。
・移送の場合に、関係文民が避難所、衛生、保健、安全および給食について満足すべき条件の下でできるかぎり得られること並びに同一家族の構成員が離散しないことおよび移送中基礎的必要性が満たされることを確保する義務。
・移動の自由および国を去り庇護を求める権利。
・難民の地位に関する条約の下でのノン・ルフールマンの権利、国際連合の目的および原則に相容れない行為を犯していることを考慮する重大な理由がある者に関しては、どのような人でもその保護は拡大されない。

武装した部隊の武器を取り上げること、戦闘員を分離すること、キャンプへの小型武器の流入を抑えることおよびキャンプ内および周辺での武装集団による勧誘を防止することを含む、難民および国内避難民のためのキャンプの安全および文民的性格を尊重し維持する国の主要な責任を強調する。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会により承認された他の関連ミッションに対し、そのようなキャンプ内および周辺並びにその居住者の安全を確保するため、あらゆる実行可能な措置を講じることを命ずる。

報告書の具体的な観点として、避難民の保護を含む国の具体的な状況に関する事務総長報告書を要請する。

関連地域および／または準地域機関に対し、国内避難民並びに難民の利益のために、政策、活動および提言を策定しまた実施することを促す。

難民および国内避難民に対する、安全、自発的且つ尊厳ある帰還並びに再統合を含む、永続的解決

審議のための問題

武力紛争の当事者による、以下のことを含む、適用可能な国際法、人権法および難民法の厳格な遵守を求める。

・難民および避難民の、彼らの故郷への安全且つ尊厳ある自発的帰還に対する彼らの権利の尊重。
・ジェンダー、年齢またはその他の地位を基礎とした不利な区別なしに、難民および国内避難民の財産権の尊重。

自発的、安全且つ尊厳ある帰還を含む難民および避難民にとっての永続的解決を達成する

重要性、およびその解決策の立案および運営に彼らの十分な参加を確保する重要性を、関連諸決議において強調する。あらゆる関係当事者に対し、自発的、安全、尊厳ある且つ持続的な帰還、難民および避難民の地域的再統合または再定住を許すことに資する条件を作り出すことを求める。

関係する全ての当事者に対し、帰還する難民および国内避難民の無差別の取り扱いを確保することを求める。

関係する全ての当事者に対し、あらゆる和平過程、和平合意および紛争後の復旧および復興計画に、難民および国内避難民の参加並びに彼らの自発的、安全且つ尊厳ある帰還と再統合を含む、彼らの必要性を含むことを求める。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会により承認された他の関連ミッションに対し、適切な場合にはまた個別の案件に応じて、住居、土地および財産問題に対処するための国内制度または国の当局によるその設立を支援することを奨励する。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会により承認された他の関連ミッションに対し、適切な場合にはまた個別の案件に応じて、難民および国内避難民に属する土地並びに財産の違法な占有および没収を防止すること並びに帰還する難民および国内避難民の保護を確保することを奨励する。

C．人道支援要員の人道的アクセスおよび安全

武力紛争の当事者が、人道的且つ不偏的性格の救援活動に合意し且つ助長することおよび救済品、装備および人員の迅速且つ支障のない通過を許し且つ助長すること

審議のための問題

適用可能な国際人道法に違反した人道的アクセスの妨害を非難し、またそれの即時除去を求める。

武力紛争当事者による、以下のことを含む適用可能な国際人道法の厳格な遵守を求める。

- 戦闘の方法として、適用可能な国際人道法の下で規定される救済品の分配を故意に妨げることを含む、その生存に不可欠な物品を文民から剥奪することによって生ずる飢餓の状態を利用することの禁止。
- 人道的且つ不偏的性格である救援活動に合意しまた不利な差別をすることなく実施すること。

武力紛争の当事者および第三国が、救済品、装備および要員の迅速且つ支障のない通過を、かかる通過が認められる下での、検査を含む、規定する技術的取極に対する権利に従って、

許し且つ助長する適用可能な国際人道法の下でのその義務を、厳格に遵守することを求める。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会により承認された他の関連ミッションに対し、適切な場合にはまた要請に応じて、人道的支援の提供を助長することを命ずる。

武力紛争の当事者が、人道支援要員および施設を尊重し且つ保護すること

審議のための問題

人道支援要員を故意に標的とする攻撃を非難し、またその即時停止を求める。

武力紛争の当事者による、支援要員および人道支援に関係する設備、物資、部隊並びに車両を尊重し且つ保護する義務を含む、適用可能な国際人道法の厳格な遵守を求める。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会により承認された他の関連ミッションに対し、要請およびその能力に応じて、人道支援物資の供給のために必要な治安条件の創設に貢献することを命ずる。

事務総長に対し、人道支援要員および施設に直接向けられた暴力の結果として人道支援が拒否された状況に、安全保障理事会の注意を喚起することを奨励する。

国家が、現存する国際連合と交渉された軍隊の地位、ミッションの地位および受入国との協定に、将来および必要に応じて、国際連合活動の構成員に対する攻撃の防止、かかる行為の犯罪性および犯罪者の起訴または引渡に関する規定のような、*国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約並びにその選択議定書*の主要規定を含むことを要請する。

D. 敵対行為の実施

武力紛争の当事者が、敵対行為の影響から文民を救うためあらゆる実行可能な予防対策を講じること

審議のための問題

適用可能な国際人道法および人権法に違反して文民に対して犯されたあらゆる違反若しくは侵害行為を非難し、その即時停止を求める。

武力紛争の当事者による、以下のことに対する禁止を含む、適用可能な国際人道法の厳格な遵守を求める。

・一般市民にまたは敵対行為に直接参加していない個々の文民に対する攻撃をすること。

・民用物に対する攻撃をすること。
・無差別、すなわち、軍事目的および文民または民用物を区別なしに攻撃する性質である、攻撃を始めること。
・予期される具体的且つ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡若しくは傷害または民用物の損傷若しくはその組み合わせであって、過度となり得るものを引き起こす攻撃を始めること。
・国際人道法の下で文民または民用物に保護を与える権利を与えられた限りにおいて、国際連合憲章に従った人道援助または平和維持活動に関係する、要員、設備、物資、部隊並びに車両に対して攻撃すること。
・特定の地点、地域または軍隊が軍事作戦の対象とならないようにするために、文民その他の被保護者の存在を利用すること。
・強姦および他の形態の性的暴力。
・宗教、教育、芸術、科学または慈善のために供される建物、歴史的建造物、病院および傷病者の収容所であって、軍事目標以外のものを攻撃すること。
・ジュネーブ諸条約に定める特殊標章を国際法に従って使用している建物、物品、医療組織、医療用輸送手段および要員を攻撃すること。
・敵の財産を破壊しまたは押収すること。ただし、軍事的必要性から必要とされる場合はこの限りではない。
・戦闘の方法として、適用可能な国際人道法に規定する救済品の分配を故意に妨げることを含む、文民からその生存に不可欠な物品を剥奪することによって生ずる飢餓の状態を利用すること。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会により承認された他の関連ミッションによる、敵対行為の実施において一般住民の保護を確保するために取られた具体的措置に関するおよび適用可能な国際人道法の違反に対する説明責任を確保するための措置に関する定期的な報告を要請する。

E. 小型武器、地雷および爆発性戦争残余存物

違法な小型武器の管理、その有効な削減を通した一般市民の保護

審議のための問題

武力紛争を増加させることによる文民の安全に関する武器、とりわけ小型武器、の拡散の有害な影響に懸念を表明し、またミッションに対し、一般市民の中の武器の存在を監視することを要請する。

国家および地域的並びに準地域的機関に対し、自発的な収集および破壊、効果的な備蓄管理、武器禁輸、制裁およびそのような活動に関与する一団となった関係者、個人および団体に対する法的措置のような、小型武器の違法取引を抑制しまた削減するための措置を採

択することを要請する。

小型武器の国境を越えた移動を監視し且つ防止することを目的とした、国際連合平和維持活動および安全保障理事会により承認された他の関連ミッション間の、強化された実行可能な協力を奨励する。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会により承認されたミッションに対し、違法および／または余剰小型武器並びに余剰弾薬備蓄を収集しまたは処理し若しくは安全にすることを命ずる。

適用可能な国際法の違反を犯す武力紛争の当事者に対する、武器およびあらゆる型の関連装備の売却または供給を防止することを目的とした、武器禁輸および他の措置を科すことを考慮する。

安全保障理事会の関連制裁監視グループ、平和維持活動および安全保障理事会により承認された他の関連ミッション並びに国家間の、強化された実行可能な協力を奨励する。

武器調査の基準並びに武装解除、動員解除および再統合の努力に一致する国際連合武器禁輸が設けられた事態における武器のマーキングおよび登録制度の設立を要請する。

地雷およびクラスター弾残存物を含む爆発性戦争残存物（ERW）のマーキング、除去、移動若しくは廃棄を通した一般市民の保護

審議のための問題

武力紛争の当事者に対し、現実の敵対行為の停止後および実現可能な限り早く、重大な人道的危険を与えると評価された地雷および ERW により影響を受ける地域であると優先順位を付けられた、その管理下にある影響を受ける領域において、地雷および ERW をマークし、除去し、移動し若しくは廃棄することを求める。

武力紛争の当事者に対し、地雷および爆発兵器の使用または爆発兵器の放棄に関する情報を、地雷および ERW の迅速なマーキング、除去、移動若しくは廃棄および危険教育を促進するために記録しまた保有すること、および領域内のその管理下にある当事者および一般住民に関連情報を提供することを求める。

武力紛争の当事者に対し、地雷および ERW により影響を受けるその管理下にある領域において、一般住民、とりわけ子供を保護するために、警告を発すること、危険教育を実施すること、地雷および ERW の影響をうける領域をマークし、囲いおよび監視することを含む、全ての実行可能な予防策を講じることを求める。

武力紛争の当事者に対し、国際連合平和維持活動および安全保障理事会により承認された他の関連ミッション、並びに人道機関を、地雷および ERW の影響から保護することおよびミッション／機関が活動しているまたは活動することになっている領域において、彼らが認識している地雷および ERW の場所に関する情報を利用可能とすることを求める。

武力紛争の当事者、国家および他の関係者に対し、技術的、財政的、物質的または人的資源の援助を、地雷および ERW のマーキング、除去、移動若しくは廃棄を促進するために提供することを求める。

武力紛争の当事者、国家および他の関係者に対し、ERW の被害者およびその家族並びに地域社会の保護、社会復帰および経済的且つ社会的再統合のための援助を提供することを求める。

F. 法令遵守、説明責任および法の支配

武力紛争の当事者による適用可能な国際人道法および人権法の遵守

審議のための問題

武力紛争の当事者に対し、国際人道法および人権法を尊重し且つその尊重を確保するため、以下のことを含む、適切な措置を講じることを求める。

- 適切な軍事的懲戒措置を執行することおよび命令責任の原則を支持すること。
- 適用可能な国際人道法および人権法について軍隊を訓練すること。
- 要員が、国際人道法および人権法の違反に関与していなかったという確実に立証された記録を持つことを確実にするために、軍および保安部隊を詳しく調査すること。

適用可能な国際人道法および人権法の違反を犯す武力紛争の当事者に対し対象を特定した且つ段階をつけた措置を適用することを考慮する。

国の軍隊が主導した軍事作戦に対する国際連合平和維持活動および他の関連ミッションの支援は、国際人道法、人権法および難民法のその軍隊の遵守およびその作戦の合同立案について、厳格に条件づけられることを強調する。

国際連合平和維持活動および他の関連ミッションに対し、ミッションからの支援を受けている国の軍隊の構成要素が、国際人道法、人権法および難民法の違反を犯していると疑われる場合には、国の軍隊とのとりなしを行い、なお、状況が持続するならば、国の軍隊へのミッションの支援を撤回することを求める。

ミッションに対し、人権、国際人道法、児童保護およびジェンダーを基礎とするまた性的暴力の防止の分野を含む、軍事訓練を軍隊に提供することを要請する。

ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪若しくは人権法の重大な違反を疑われている者の説明責任

審議のための問題

持続的な和平、正義、真実および国民和解を求める包括的対処法の一部として適用可能な国際人道法および人権法の刑事上の違反に対する不処罰を終わらせることの重要性を強調する。

国家に対し、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪若しくは他の人権法の重大な違反を犯したことを疑われる者を、捜査する、捜索する、起訴する若しくは引き渡す義務を遵守することを求める。

紛争解決過程においてジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪若しくは他の人権法の重大な違反に対する恩赦の、排除およびそのあらゆる形態若しくは是認の拒絶の必要性を強調し、また以前に与えられたそのような恩赦は、国際連合が創設した若しくは支援した裁判所への犯罪訴追手続の障害ではないことを確保する。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会が承認した他の関連ミッションに対し、関係国と協力して、国際人道法の違反若しくは他の人権法の重大な違反を捜査しまた起訴するための効果的な措置の創設を命ずる。

ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪若しくは他の人権法の重大な違反の容疑者の逮捕および引渡に、国家および国際連合平和維持活動および安全保障理事会が承認した他のミッションの協力を要請する。

地方の司法制度が壊滅した状況において、戦争犯罪および人権法の重大な違反を捜査し且つ起訴する国若しくは国際的なレベルでの臨時の司法制度の創設を考慮する。

ジェノサイド、人道に対する罪若しくは戦争犯罪に関与している状況の、国際刑事裁判所への付託を考慮すること。

法の支配、武装解除、動員解除および再統合プログラム並びに治安部門改革の回復および執行を通した文民の保護

審議のための問題

国家に対し、法の下での平等な保護および国際人道法および人権法違反の、女性と子ども

を含む被害者のための、裁判手続への平等なアクセスを確保することおよび被害者と証人の保護を確保するために必要な措置を講じることを求める。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会が承認した他の関連ミッションに対し、司法部門を監視すること、再構築することおよび改革することにおける援助の提供を含む、法の支配の回復を支援することを命ずる。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会が承認した他の関連ミッションの一部門として、権限を与えられた且つ十分に訓練された国際的文民警察官、法の執行および矯正の専門家の迅速な展開を要請する。

国家、地域的および準地域的機関に対し、地方の警察、司法組織および刑務所に対する技術的支援（例えば、助言、法の立案）を提供することを求める。

国内および外国の武装集団の元戦闘員の永続する武装解除、動員解除および再統合並びに紛争の影響を受けた地域社会の被害者を支援する重要性を強調する。

治安部門改革の重要性を強調しまた全ての国際的協力機関に対し、専門化するための努力を支援しまた国の治安部隊および警察に対する市民の監視を確保することを促す。

真実および和解制度を促進することにより信頼を構築しまた安定を強化する

審議のための問題

真実および和解のための適切な、地域に適合した制度（例えば、技術的支援、資金提供および地域社会内の文民の再統合）の創設を命ずる。

ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪若しくは人権法の重大な違反に関与する状況に関して審査委員会および同様の措置の事務総長による設立を、適当と認められる場合に、要請する。

G. メディアおよび情報

ジャーナリスト、他のメディアの専門家および関連要員の保護

審議のための問題

武力紛争の状況において活動しているジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員に対する攻撃を非難し且つその即時停止を求める。

適用可能な国際人道法の武力紛争の当事者による遵守およびジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員の地位をもつ文民並びに彼らの装備および設備に対する尊敬を求める。

適用可能な国際人道法に違反したジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員に対する攻撃に責任を有する者を起訴するためのあらゆる必要な措置を、国家が講じることを求める。

暴力を扇動するために使われた発言の対策

審議のための問題

武力紛争の事態における文民に対する暴力の扇動を非難し且つその即時停止を求める。

国家が、そのような暴力を扇動するかその他の原因となる個人を訴追することを求める。

ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪若しくは他の人権法の重大な違反を扇動するメディアの放送番組に対応する対象を特定した且つ段階をつけた措置を課すこと。

平和維持活動および安全保障理事会が承認した他の関連ミッションに対し、“憎悪をあおるメディア”を扇動するあらゆる出来事、由来および内容の効果的な監視、報告および証拠付けを確保するためにメディア監視制度の創設を命ずる。

紛争に関する情報の正確な管理の促進および支援

審議のための問題

武力紛争の当事者に対し、ジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員の職業上の独立を尊重することを促す。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会が承認した他の関連ミッションに対し、国際人道法および人権法についての情報を普及することができるそしてまた国際連合の活動についての客観的な情報を与えている、マスメディア部門を含むことを奨励する。

関係者に対し、憎悪をあおる発言を規制する法律を起草し且つ執行することにおいて、国家に対し技術的支援を提供することを要請する。

Ⅱ. 武力紛争により影響を受ける子どもに関する安全保障理事会の議論から生じた具体的な保護の関心

武力紛争の当事者が、子どもの保護、健康、教育および援助の必要性を満たすために必要な措置を講じること

審議のための問題

武力紛争の状況において、適用可能な国際法に違反して武力紛争の当事者による子どもの勧誘若しくは敵対行為への積極的使用を含む子どもに対して行われた違反および侵害、子どもの殺人若しくは傷害、レイプおよび他の子どもの重大な性的虐待、子どもの拉致、学校若しくは病院に対する攻撃、および子どものための人道的アクセスの拒否を非難し、且つその即時停止を求める。

武力紛争により影響を受ける子どもに関する適用可能な国際人道法および人権法の、武力紛争の当事者による厳格な遵守を求める。

関連当事者に対し、国際連合平和維持活動、国際連合国別現地チームおよび子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表と密接に協力して、子どもの勧誘および使用を停止するための具体的な期限付きの行動計画を策定し且つ実施することを求める。

関係する全ての当事者に対し、子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会の勧告を実施することを求める。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会が承認した他の関連ミッションの職務権限に、子どもの保護のための具体的な規定を含むこと。

具体的な国の状況に関する事務総長報告書に、報告書の一つの具体的な観点として子どもの保護を含むことを要請する。

関係する全ての当事者に対し、武力紛争により影響を受ける子どもの保護、権利および福祉を、家族の捜索と再統一、別れさせられた子どもの社会復帰と再統合、および軍隊並びに武装集団と一緒にいる子どもの解放と再統合を含む、和平過程、和平協定および紛争後の再構築計画に、特に結びつけることを確保することを求める。

国家、国際連合組織、地域的および準地域的機関並びに他の関係当事者に対し、子どもに害を与える準地域および国境を越えた違法活動並びに適用可能な国際法に違反して武力紛争の状況において子どもに対して行われた他の違反および侵害を管理する適切な措置を講じることを促す。

関連する地域および／または準地域機関に対し、武力紛争により影響を受ける子どもの利益のための政策、活動および政策提言を策定し且つ実施することを促す。

Ⅲ．武力紛争により影響を受ける女性に関する安全保障理事会の議論から生じた具体的な保護の関心

武力紛争の当事者および他の関係者が、性的暴力を自制し、またそれを防止し且つそれに対応するために必要な措置を講じること

審議のための問題

武力紛争の文脈で、およびそれに関連して、犯された性的暴力の行為を非難し、且つその即時停止を求める。

レイプ、性的奴隷、強制売春、強制妊娠、強制不妊またはその他のあらゆる形態の性的暴力を禁止する国際人道法および人権法の規則の、武力紛争の当事者による厳格な遵守を求める。

武力紛争の当事者が、性的暴力のあらゆる形態を自制し、以下のことを含んで、それらから全ての人を守り且つ保護する適切な措置を講じることを求める。

- 適切な軍事的懲戒措置を執行することおよび命令責任の原則を支持すること。
- あらゆる形態の性的暴力の無条件の禁止に関して部隊を訓練すること。
- 性的暴力をあおる神話の正体を暴露すること。
- 要員が、レイプおよび他の形態の性的暴力の犯行に関与していなかったという確実に立証された記録を持つことを確実にするために、軍および保安部隊を詳しく調査すること。
- 性的暴力の差し迫った脅威の下で文民の安全を守るため避難させること。

具体的な国の状況に関する事務総長報告書に、可能な範囲まで、犠牲者のジェンダーおよび年齢に関する個別の資料を含む、報告書の一つの具体的な観点として性的暴力を含むことを要請し、また広範な文民保護戦略の一部としてミッションを特定した戦略および性的暴力を防止しまたそれに対応する行動計画の策定を要請する。

関連する地域および／または準地域的機関に対し、性的暴力により影響を受ける文民の利益のための政策、活動および政策提言を策定し且つ実施することを促す。

軍隊および警察官提供国に対し、より多くの数の女性平和維持員または警察官を展開することおよび国際連合平和維持活動並びに他の関連ミッションに参加しているその要員に、女性と子どもを含む文民の保護に関して、また紛争時および紛争後の状況における性的暴力の防止に関して、適切な訓練の提供を確保することを要請する。

武力紛争の当事者が、女性および少女の必要性に対する具体的な保護、健康および援助を満たす適切な措置を講じること

審議のための問題

武力紛争の状況において、女性および少女に対して行われた暴力および権利侵害を非難し、またその即時停止をもとめる。

武力紛争によって影響を受ける女性および少女の保護に関する適用可能な国際人道法および人権法の、武力紛争の当事者による厳格な遵守を求める。

全ての関係当事者に対し、武力紛争によって影響を受ける女性および少女の保護、権利並びに福祉を、全ての和平過程、和平協定および紛争後の復旧と再構築計画に、特に結びつけることを確保することを求める。

国際連合平和維持活動および安全保障理事会により承認された他の関連ミッションの職務権限に、女性および少女の保護のための具体的規定を含むこと。

具体的な国の状況に関する事務総長報告書に、報告書の一つの具体的な観点として女性および少女の保護を含むことを要請する。

関連地域および／または準地域的機関に対し、武力紛争の影響を受ける女性および少女の利益のための政策、活動および政策提言を策定しまた実施することを促す。

武力紛争の防止おより解決に女性の平等な参加および完全な関与

審議のための問題

国家、国際連合機関、地域的および準地域的機関並びに他の関連当事者に対し、紛争の予防、管理および解決のための国内、地域的および国際的な機関および制度における全ての意思決定レベルでの女性の増加した参加を確保することを促す。

和平協定の交渉および履行に関係した全ての関係者に対し、以下のことを考慮することを含む、ジェンダーの視点を採用することを求める。

- 帰還および再定住並びに社会復帰、再統合と紛争後の再構築のための期間中の女性と少女の必要性。
- 紛争解決のための地域的な女性の和平イニシアティブと固有の解決策を支援し、また和平協定の履行制度に女性が関与する措置。
- とりわけ女性および少女が憲法、選挙制度、政策および裁判制度に関係するような彼女達の人権の保護、およびその尊重を確保する措置。

事務総長および彼の特使に対し、紛争の防止と解決、平和および安全の維持並びに紛争後の平和構築に関連のある議論に、女性の参加を確保することを促し、またそのような会談

の全ての当事者に対し、あらゆる意思決定レベルにおける女性の平等且つ完全な参加を促進することを奨励する。

安全保障理事会ミッションが、地域的および国際的な女性集団との協議を通してを含んで、ジェンダーの要件および女性と少女の権利を考慮することを確保する。

部隊および警察官提供国に対し、国際連合活動そして特に軍事監視団と文民警察官における、女性の役割、数および貢献を拡大することを促す。

性的搾取および虐待（ＳＥＡ）

審議のための問題

人道的および開発機関に対し、展開前および現場における自覚訓練を含む、その要員によるＳＥＡを防止するための措置を講じることを促し、また国際連合関係者の場合には、国際連合平和維持活動および他の関連ミッションの文民職員によるものを含む、*性的搾取および虐待から保護するための特別措置に関する事務総長公示*（ST/SGB/2003/13）の遵守を確保する。

部隊および警察官提供国に対し、その要員が関与した SEA の事例について全面的な説明責任を確保することおよび取った行動に関して事務総長に報告することを促す。

補遺：合意表現選集

Ⅰ．紛争の影響を受ける住民に関係がある一般的な保護			
A. 紛争の影響を受ける住民の保護、および援助			
適用可能な国際人道法および人権法の違反を、非難し且つその停止を求める	武力紛争により影響を受けた地域における人道および人権状況に大いに懸念を持ち続け、とりわけ文民である市民に対象を絞った攻撃、広範な性的暴力、子ども兵士の勧誘および使用並びに裁判によらない刑の執行を非難し	S/RES/1925(2010)前文第 11 段落	例えば S/RES/1925(2010)第 18 項； S/RES/1923(2010)前文第４段落； S/RES/1919(2010)前　文第 12 段落および第４項； S/RES/1910(2010)第 16 項； S/RES/1906(2009)前文第６段落および第 10 項； S/RES/1674(2006)第３、11 および 26 項； S/RES/1574(2004)第 11 項； S/RES/1556(2004)前文第８段落； S/RES/1493(2003)第８項； S/RES/1468(2003)第２項；および S/RES/1296(2000)第２、５項 も見よ。
	人権法および国際人道法並びに国際人権法のあらゆるおよびいかなる違反をも非難し、（影響を受ける国の）全ての当事者の、これに関する彼らの義務を十分に尊重することおよび女性と子どもを含む文民を保護するための適切な措置を講じる、責任を強調する。	S/RES/1910(2010)前文第 16 段落	
	全ての陣営による暴力、市民、平和維持要員および人道援助要員に対する攻撃、並びにその他の人権および国際人道法の侵害を止めるよう要求し	S/RES/1828(2008)第 11 項	
	とりわけ（ⅰ）拷問および他の禁止されている取扱、（ⅱ）ジェンダーに基づくおよび性的暴力、（ⅲ）子どもに対する暴力、（ⅳ）子ども兵士の勧誘および使用、（ⅴ）人身売買、（ⅵ）強制退去および（ⅶ）人道支援の意図的な拒否、に関する適用可能な国際的義務に違反して、武力紛争の状況において文民に対して行われた違反若しくは虐待のあらゆる行為に対する最も強い文言での安保理の非難を……再確認し、また全ての当事者がそのような慣行を終わらせることを要求する。	S/RES/1674(2006)第５項	
	危機に対する全ての当事者による……文民に関する無差別攻撃、レイプ、強制退去および暴力行為、特に民族的次元のそれを含む、暴力および人権並びに国際人道法の違反のあらゆる行為を非難し、また女性、子ども、国内避難民および難民を含む文民である住民に関する……紛争の継続に最大限の懸念を表明し、	S/RES/1556(2004)前文第８段落	
適用可能な国際人道法および人権法の遵守を求める	全ての当事者に対し、国際人道法および人権法の下での義務を遵守することを求め、そのような犯罪を行った者を訴追する必要性を強調しまた……政府に対し、この観点からその義務を遵守することを促す。	S/RES/1935(2010)前文第 12 段落	例えば S/RES/1935(2010)第９項； S/RES/1906(2009)第11項および前文第３段落； S/RES/1891(2009)前文第８段落； S/RES/1860(2009)前文第３および４段落； S/RES/1801 (2008)第13項； S/RES/1794 (2007)前文第５段落および第７項； S/RES/1790(2007)前文第18段落； S/RES/1776(2007)前文第１段落；
	［影響を受ける国］におけるあらゆる刑務所および拘留場所への、適用可能な場合には、関連機関によるアクセスを確保する重要性を強調し、また人道法および人権法を含む関連する国際法を全面的に尊重することを求める。	S/RES/1917(2010)第 21 項	
	［影響を受ける国］の安全を確保すること並びに法の支配、人権および国際人道法に関し自国民を保護することに対する同国政府の主要な責任を強調し、	S/RES/1906(2009)前文第３段落	
	同地域における国に対し、武装集団に対する何らかの軍事行動は、国際人道法、人権法および難民法に従って実行されること並びに市民を守るための措置を講じまた可能性ある攻撃に関して一般市民との通常の接触および早期警戒を通じてを含む、一般市民に対する軍事行動の影響を削減することを確保することを求める。	S/RES/1906(2009)第 17 項	

	［影響を受ける国］の当局に対し、［ミッションの］支援を十分に利用すること、特に、子どもに特別の関心を払い、長期にわたる公判前勾留と拘禁施設の過密状態の問題に対処し続けることを奨励する。	S/RES/1892(2009)第 15 項	S/RES/1674(2006)第６項 S/PRST/2004/46； S/RES/1574 (2003)第11項； S/RES/1564(2004)前文第10段落； S/RES/1493 (2003) 第８項； およびS/RES/307(1971)第３項 も見よ。
	文民の犠牲の多さに深刻な懸念を表明し、また国際人道法および国際人権法の遵守並びに文民の保護を確保するための全ての適切な措置を取ることを求め、	S/RES/1890(2009)前文第 15 段落	
	全ての当事者が引き続き、子ども、女性および宗教的並びに民族的少数者集団の構成員を含む影響を受けた市民の保護を確保するためにあらゆる可能な措置をとり且つその様式を発展させることを再確認し	S/RES/1883(2009)前文第 11 段落	
	［影響を受ける国］における現行の紛争において、重大な犯罪、とりわけ殺人や不具にすること、が文民や人道支援要員に対して行われていることに安保理の懸念を表明し、刑事責任の免除に対して闘うことの重要性を再確認し、	S/RES/1872(2009)前文第 13 段落	
	とりわけ人が住む地域における無差別または過度の武力の行使を控えることにより、国際人道法、人権法および難民法に一致して、［影響を受ける国］における文民を保護する適切な措置を講じる同国における全ての当事者および武装集団の責任を強調する。	S/RES/1863(2009)第 19 項	
	安全保障理事会は、外国の占領下にある文民のニーズを認識し、また……これに関連して、占領当局の責任を強調する。	S/PRST/2009/1	
	一般市民の治安、これら区域における人道的活動の実施およびこれら地域の安定を脅かし、また人権および国際人道法の重大な違反をもたらす、［同地域］における武力活動および武装集団を深く懸念し、	S/RES/1861(2009)前文第４段落	
国際連合平和維持活動および他の関連ミッション並びに関係者の役割	［ミッション］が、本決議の採択の日より 2010 年 12 月 31 日まで以下の職務権限を有するものとすることを決定する。 (e) 人権の分野での援助 －子どもと女性に対して行われた暴力およびあらゆる形態の性的暴力に対して特別な注意を払って、［影響を受ける国］における人権の促進と保護に貢献すること、刑事責任の免除に終わりをもたらす目的で、人権および人道法違反について捜査し且つ報告することを援助し、監視すること、……安保理の注意を重大な人権侵害を犯した者として特定されたあらゆる個人に向けること、……	S/RES/1933(2010)第 16 項	例えば、 S/RES/1935(2010)第２項； S/RES/1906(2009)第５項； S/RES/1828(2008)第７項； S/RES/1794(2007)第２項； S/RES/1778(2007)第１、２、６項 S/RES/1769(2007)第 15 項 S/RES/1701(2006)第 12 項 S/RES/1674(2006)第 16 項 S/RES/1590(2005)第４項および S/RES/1565(2006)第４項 も見よ。
	文民の保護は、利用可能な能力および資源の使用についての決定において優先権が与えられなければならないことを強調し、［ミッション］に対し、その保護任務を遂行するために、その能力およびその部隊が展開している場所の範囲内で、必要な手段を使用することを承認する。	S/RES/1925(2010)第 11 項	
	［ミッション］が、この優先順位で、以下の職務権限を有することを決定する。 文民の保護	S/RES/1925(2010)第 12 項	

	(a)身体に対する暴力の差し迫った脅威、とりわけ紛争に従事しているいずれかの当事者から発せられる暴力、の下にある人道支援要員および人権保護要員を含む、効果的な文民の保護を確保すること。 (b)国際連合要員、施設、設備および装備の保護を確保すること。 (c)保安部隊、とりわけ新たに統合された部隊により行われた、規律に関する政府の「ゼロ・トレランス政策」の履行および人権並びに人道法違反を含む、人権を促進し且つ保護するため並びに刑事責任の免除と闘うため、あらゆる形態の性的およびジェンダーに基づく暴力を含む国際人道法違反並びに人権侵害から文民を保護することを確保する［影響を受ける国］の政府の取組を支援すること。		
	［ミッション］に対し、文民に対する潜在的な脅威に関する情報並びに国際人道法および人権法の違反に関する信頼できる情報を収集し、必要に応じて、当局の注意を喚起することを求める。	S/RES/1925(2010) 第 17 項	
	差し迫った暴力の脅威の下にある一般市民、人道および開発関係者並びに国際連合要員に対する向上した安全を提供するために必要な行動を取るため、……［ミッション］の権限と能力を全面的に利用する重要性を強調し、また、この職務権限に民兵並びに武装集団の活動に関する難民、避難民、帰還者および他の市民の保護を含むことを強調する。	S/RES/1919(2010) 第４項	
	国連平和維持およびその他の関連ミッションの職務権限に、適切な場合および事例ごとに、文民保護に関する規定を含めるという安保理の慣行を再確認し、かかる職務権限の実施にあたって、職務権限を与えられた保護活動が、情報や諜報資金を含む使用可能な能力および資金についての決定に優先権が与えられなければならないことを強調し、また文民の保護は、職務権限として与えられた際、および職務権限の履行に際して、全てのミッションの部門の調整された対応が必要となることを認める。	S/RES/1894(2009) 第 19 項	
	［平和維持活動］が、その能力の範囲および展開区域内において、……安定した治安環境を確立する上で、［影響を受ける国］を支援する職務権限を有し、またその目的のために、 *民間人、人道要員、および国際連合要員および施設の保護* （ａ）身体に対する暴力の差し迫った脅威の下、人道要員を含む、民間人の保護を確保すること、 （ｂ）人道援助が提供される治安状況の改善に貢献し、難民および国内避難民の自発的帰還を支援すること、 （ｃ）国際連合要員、施設、設備、および機材の保護を確保すること、 （ｄ）国際連合および関連要員の安全および移動の自由を確保すること、 （ｅ）市民の暴動の事件において治安状況を改善するために、国家警察の機動隊との	S/RES/1756(2007) 第２項	

	合同巡回を実行すること、		
	文民の保護の役割において地域的機関および他の政府間機関が果たす増加しつつある有益な役割を認識し、また事務総長および地域的並びに他の政府間機関の長に対し、これに関連した協力関係を強化するその取組を続けることを奨励する。	S/RES/1674(2006)第 24 項	
	［地域的機関の部隊］は、その手段と能力の範囲内で、［地域的機関］と国際連合との間で成立した合意に従い、下記の任務を遂行するために、必要なあらゆる措置を執る権限があることを決定する。 (b)その展開区域内で、且つ、［影響を受ける国］の責任に不利益を与えることなく、身体に対する暴力の差し迫った脅威の下にある文民の保護に貢献すること。 (e)危険にさらされた個人を救出するため、限定的性質の作戦を遂行すること。	S/RES/1671(2006)第８項	
保護戦略および実行可能な保護措置	［ミッション］に対し、国連国別現地チームと協議して、上記第２項［文民の保護］において設定された目的を達成するための包括的戦略を策定することを要請し、また［ミッション］に対し、その戦略の履行において［影響を受ける地域］におけるその能力を最大限に行使することを要請する。	S/RES/1935(2010)第４項	例えば、 S/RES1933(2010)第 16 項； S/RES/1919(2010)第 10、６項； S/RES/1894(2009)第９項； S/RES/1794(2007)第 18 項； S/RES/1296(2000)第 24 項 も見よ。
	［ミッション］が、この優先順位で、以下の職務権限を有することを決定する。 文民の保護 (f)模範例に基づきたてられた［ミッション］の保護戦略を実行しつつ、［影響を受ける国］における国際連合の一貫した保護戦略を履行し、合同保護チーム、地域社会駐在連絡官、合同捜査チーム、調査センターおよび女性保護アドバイザーのような有用な保護措置を拡大すること。	S/RES/1925(2010)第 12 項	
	［ミッション］に対し、模範例を築き上げ、……保護に関する成功した保護措置、とりわけ合同保護チーム、早期警戒センター、地方の村との情報伝達手段の設立およびその他の措置、をその他の地域、……、に拡大することを、要請する。	S/RES/1906(2009)第９項	
	事務総長は、保護任務を有する全ての関連平和維持ミッションが、潜在的脅威の評価、危機の対応に関する選択肢、およびリスク緩和策を含む、包括的任務実施計画および緊急事態計画内に包括的保護戦略を含め、全ての関係者の関与および国際連合国別現地チームとの協議のうえ、SRSG の指導力および調整の下で、優先順位、活動および明確な役割と責任を設立することを要請する。	S/RES/1894(2009)第 24 項	
	［ミッション］に対し、市民の保護を最大化するために、可及的且つ速やかに地域的な紛争解決メカニズムを支援するための統合された戦略を完成させることにより、その紛争管理能力を強化するように求め、市民の保護のための包括的な戦略の開発を歓迎し、また、［ミッション］に対し、戦略に関するその作業を、時宜を得たやり方で、継続し且つ完了するよう奨励し、さらに［ミッション］に対し、現行の職務権限と能力を両立させながら、地域紛争の危険性が高い地域を先見性を持ってパトロールする	S/RES/1870(2009)第 15 項	

	よう再度求める。		
報告	事務総長に対し、……戦略的再検討を準備するため、［影響を受ける国］の事態に関するまた……［ミッション］の活動に関する完全な報告書を提供することを更に要請し、この完全な報告書は以下のことを含むものとする。 (a)　市民の保護における［ミッション］の役割の課題、現在の保護手続、……および性的暴力からの保護のための特別な措置についての評価に関する特定の情報	S/RES/1906(2009)第 41 項	例えば、 S/RES/1933(2010)第 22 項； S/RES/1906(2009)第 40 項； S/RES/1833(2008)第 6 項； S/RES/1794(2007)第 7 項； S/RES/1790(2007)第 5 項； S/RES/1674(2006)第 25 項； S/RES/1529(2004)第 9 項 も見よ。
	安全保障理事会に、武力紛争下の文民の保護に関する時機にかなった情報を、特にテーマ別国家特定状況報告書および説明を通して提供する、事務総長の重要な役割を認識する。	S/RES/1894(2009)第 31 項	
	事務総長が、安保理に提供する国家特定状況に関する報告書に、武力紛争下の文民の保護に関連した、保護関連事件および難民、国内避難民、女性、子どもおよびその他の弱者の保護のニーズに関する特定情報を含む文民の保護および尊重義務実施のために武力紛争の当事者が取った行動を含む、より包括的且つ詳細な情報を含むことを要請する。	S/RES/1894(2009)第 32 項	
保護の達成条件	国際連合平和維持活動の進展が測定できるよう達成可能で現実的な目標の重要性を強調し、事務総長に対し、［保護］戦略の履行に向けた進展および障害に関するものを含み、……また、事務総長報告書において設定された達成条件に対する進展の評価をも含む、［影響を受ける地域］全体にわたる［ミッション］の職務権限の履行に向けてなされた進展に関して、90 日ごとに安保理に報告することを継続することを要請する。	S/RES/1935(2010)第 8 項	例えば、 S/RES/1925(2010)第 6 項 も見よ。
	関連任務の達成条件に文民の保護に関する進展指針を含めることの重要性を強調する	S/RES/1894(2009)第 27 項	
	国際人道法、人権法および難民法の下での義務に従って、特に女性と子ども、国際連合並びに人道支援要員および資産に焦点を絞った難民、国内避難民、帰還者および受け入れの地域社会を含む、［暴力により影響を受けた地域］における、一般市民の安全と保護に対して全面的な責任を負う［影響を受ける国］の政府の責務に留意し、また、そのようにすることで、［影響を受ける国の］政府が以下の任務を遂行する責務があることを強調する。 (i)危機に瀕している文民、とりわけ難民および国内避難民の安全と保護を確保すること。 (ii)［影響を受ける地域］における治安を改善することにより、人道支援物資の配布と人道支援要員の自由な移動を促進すること。 (iii)［ミッションの］職員および国際連合並びに関連要員の安全と移動の自由を確保すること。 この文脈から、国際人道法に従って文民および人道支援要員の保護に関する以下の達	S/RES/1923(2010)第２、３項	

	成条件の達成に向けて活動する［影響を受ける国］の政府の責務にまた留意する。 (i)国内避難民の自発的帰還および安全で持続可能な状態での再定住。 (ii)武器、暴力および人権侵害の減少による証拠として難民および国内避難民キャンプの非武装化。 (iii)国際的な人権水準に関して、難民、国内避難民、文民および人道支援要員にとって必要な安全を提供するため、国の法執行機関、司法および矯正制度を含む、［暴力によって影響を受ける地域］の［国の］当局の能力の改善		
	［影響を受ける国］の政府および事務総長に対し、文民の保護に関した現場での状況、［保護の］達成条件を満たすことに向けて進むため、……［影響を受ける国］の政府により採択された措置を月ごとに評価するため、政府……／国際連合高官級合同作業部会を設置することを要請する。	S/RES/1923(2010)第４項	
ミッション、ＵＮＣＴおよび／または他の利害関係者間の関係	市民の保護は、全ての関連するミッションの部門の調整のとれた対応を必要とすることを想起し、また［ミッション］に対し、市民の保護に関する専門知識を強化するため、事務総長特別代表の権威の下で、全てのレベルでのその民間および軍事部門と人道関係者間の相互作用を高めることを奨励する。	S/RES/1906(2009)第８項	例えば、 S/RES/1925(2010)第 16 項； S/RES/1880(2009)第 28 項 も見よ。
	［ミッション］に対し、その職務権限と活動に関する啓発および理解を高めるために、また市民に対して犯された国際人道法違反と人権侵害に関する信頼できる情報を集めるために、一般市民との相互理解を強化することを奨励する。	S/RES/1906(2009)第 14 項	
平和維持要員の訓練	事務総長に対し、展開前と現場において、［ミッション］の部隊および警察提供国に対し、人権、性的虐待とジェンダー問題を含む差し迫った脅威から市民を保護することと適切な対応に関する軍事および警察要員に対する指針と訓練を含めるための技術的支援が、提供されることを確保することを要請する。	S/RES/1906(2009)第 13 項	例えば、 S/RES/1325(2000)第６項； および S/RES/1296(2000)第 19 項 も見よ。
	事務総長が関係者との協議のうえ、文民保護の職務権限が与えられた平和維持任務が、派遣、全任務を見渡した計画の実施、展開前訓練、文民の保護に関する上級指揮官の訓練の実行といった戦略計画に従うことを、保障することを要請し、部隊および警察提供国が、国連平和維持およびその他の関連任務に参加する要員の国連平和維持ミッションにおける HIV/AIDS および性的搾取および虐待のゼロ・トレランスに関する訓練を含む、認識および対応を向上するための適切な訓練に関する規定を保障するように要請する。	S/RES/1894(2009)第 23 項	
	事務総長に対し、平和工作活動、平和維持活動および平和構築活動に関与する国際連合要員が、子どもおよびジェンダー関連規定、交渉および意思疎通技術、文化的認識および軍民調整を含む国際人道法、人権法並びに難民法の適切な訓練を受けることを確保するよう要請し、また国家および関連する国際並びに地域的機関に対し、適切な訓練が同様の活動に関与する要員のためのプログラムに含まれることを確保するよう	S/RES/1265(1999)第 14 項	

	促す。		
B．移送			
強制的な退去からの予防を含む、難民および国内避難民の保護	国際人道法の下での当事者の義務に違反している境遇の下での武力紛争の状況で文民の強制的な移送の禁止を想起し、	S/RES/1674(2006)第 12 項	
	国際社会に対し、難民および国際法の下で保護される他の者の保護に関する国家の義務を国家ができるようにするため支援および援助を提供することを促す。	S/RES/1674(2006)第 13 項	
	武力紛争の状況における国内避難民および他の脆弱な集団の圧倒的多数は、文民であることおよび、そのようなものとして、現行の国際人道法の下で、文民に与えられる保護を受ける権利があることに留意する。	S/RES/1296(2000)第３項	
庇護および*ノン・ルフールマン*	世界人権宣言第 14 条に反映された庇護を求め且つ享受する権利および 1967 年１月 31 日に採択された議定書とともに 1951 年７月 28 日に採択された難民の地位に関する条約（「難民条約およびその議定書」）の下での国の*ノン・ルフールマン*の義務を、その上想起し、また、「難民条約およびその議定書」により与えられた保護は、国際連合の目的および原則に反する行為で、罪があると考えられる重大な理由があるどのような者にも拡大されないものとすることをまた想起し、	S/RES/1624(2005)前文第７段落	
	安全保障理事会は、国際法の関連文書において規定されたように、難民の*ノン・ルフールマン*の原則を再確認し、安全且つ尊厳を持った難民の自発的帰還を支援する［影響を受けた国］の近隣諸国の最近の取組を歓迎し、またそれらの受入国に対し、［彼ら］難民に、難民の必要とする国際的保護を提供し続けることを促す。これに関連して、国際社会に対し、必要とする援助を提供することを奨励する。	S/PRST/2000/12	
	安全保障理事会は、……近隣諸国からの難民の地位の撤回および多くの難民に対する継続的支援の終了にとりわけ懸念している。これに関連した［影響を受ける国］の決定は、彼らの受け入れに安全でもなくまた準備もされていない地域へ、無数の人々の不本意な帰還を導くであろう。安全保障理事会は、［影響を受ける国］が当事国である、1951 年の難民の地位に関するジュネーブ条約に規定された*ノン・ルフールマン*の原則の重要性を強調する。安保理は、［影響を受ける国］に対し、その生まれに関わりなく、全ての難民に庇護を提供し続けることを促す。	S/PRST/1995/49	
キャンプおよび難民並びに国内避難民の定着地の文民的性格	［ミッション］および国際連合国別現地チームに対し、［国家保安部隊］および人道コミュニティと調整して、武装集団による難民および子どもの勧誘を予防することにおいて政府への支援を継続すること、また難民キャンプおよび国内避難民集結地の文民的性格を維持することを奨励する。	S/RES/1923(2010)第 23 項	例えば、S/RES/1834(2008)前文第２段落；S/RES/1778(2007)前文第 12 段落、第５項；S/RES/1325(2000)第 12 項；S/RES/1286(2000)第２項；S/RES/1272(1999)第 12 項および
	武力紛争の全ての当事者に対して、難民キャンプおよび定住地の市民並びに人道上の特徴を尊重し、そのようなキャンプに住む全ての市民、とりわけ女性と少女の、暴行およびその他の性的暴力を含む、全ての形態の暴力からの保護を確実とすること、ま	S/RES/1889(2009)第 12 項	

	たそれら人々に対して、完全且つ支障のないまた安全な人道上のアクセスを確実とすることを求める。		S/PRST/1999/32 も見よ。
	国際難民法を尊重し、難民キャンプおよび国内避難民の避難場所の、文民的並びに人道的性格を保護し、武装集団によってキャンプおよび避難場所の中あるいは周辺で実行されうる子どもを含む、個人のいかなる勧誘を防止する必要性を強調し、	S/RES/1861(2009) 前文第 13 段落	
	難民および国内避難民のキャンプの安全および文民的性格を維持する必要性を再確認し、これに関連して、国家の主要な責任を強調し、また必要な場合には事務総長が、また現行の平和維持活動の文脈において且つその各々の職務権限において、そのようなキャンプの中および周辺並びにその居住者の、安全を確保するためあらゆる実行可能な措置を講じることを奨励する。	S/RES/1674(2006) 第 14 項	
	難民および国内避難民がハラスメントの脅威に対して脆弱である状況若しくはそのキャンプが武装勢力による侵入に脆弱である状況およびそのような状況が国際の平和および安全に対する脅威を構成するような状況に、事務総長がその注意を向けることを招請し、これに関連して、そのような状況を審議し、また必要な場合には、紛争により危険にさらされている文民にとって安全な環境を創設するのに役立つ、これに関連して関係国に対し支援を提供することを含む、適切な措置を採択する安保理の意思を表明する。	S/RES/1296(2000) 第 14 項	
	国際社会による措置の範囲は、難民を受け入れているアフリカ諸国が負っている負担を分かち合いまた法の執行、武装勢力の武装解除、難民キャンプおよび定着地への武器の流入の削減、難民に与えられている国際的保護の資格をもたない若しくはその他国際的な保護が要求されない他の者から難民を分離することおよび元戦闘員の動員解除と再統合を含む、難民キャンプおよび定着地の安全と文民的且つ人道的性格を確保するためのその取組を支援することが必要とされていることに留意する。	S/RES/1208(1998) 第 6 項	
安全、自発的且つ尊厳ある帰還並びに再統合を含む、永続的解決	難民および国内避難民の尊厳のある且つ永続的な解決を達成すること並びにこれらの解決の立案および管理に彼らの十分な参加を確保する重要性を強調し、［影響を受ける地方］における武力紛争のあらゆる当事者が難民および国内避難民の自発的、安全、尊厳のある且つ持続的な帰還若しくは彼らの地域的な再統合を可能とする建設的な条件を創設することを要求する。	S/RES/1935(2010) 第 15 項	例えば、 S/RES/1923(2010)前文第 7 段落； S/RES/1917(2010)第 38、39 項； S/RES/1895(2009)前文第 8 段落； S/RES/1883(2009)前文第 11 段落； S/RES/1826(2008)第 8 項； S/RES/1812(2008)第 18 項； S/RES/1752(2007)第 6 項； S/RES/1747(2007)第 27 項； S/RES/1716(2006)第 9 項； S/RES/1591(2005)前文第 7 段落；
	関係する全ての当事者に対し、難民および国内避難民の自発的、安全、尊厳のある且つ持続的な帰還に資する条件を創設することを求め	S/RES/1906(2009) 前文第 9 段落	
	［受け入れ国］で生活している難民に対する尊厳のある恒久的な解決の達成に向けた［関係者］による進展を歓迎し、［影響を受ける国］の残りの件数に関する継続的取組を奨励する。	S/RES/1902(2009) 第 6 項	
	全ての関係当事者に対し、あらゆる和平過程、和平協定および紛争後の復旧と復興計	S/RES/1674(2006)	

	画が女性および子どもの特別な必要性に配慮することを確保すること、および……（iii）難民および国内避難民の自発的、安全、尊厳のある且つ持続的な帰還に対する建設的な条件の創設を含む、文民の保護のための具体的な措置を含むことを求める。	第 11 項	S/RES/1564(2004)第 6 項； S/RES/1556(2004)前文第 19 段落; S/RES/1545(2004)前文第 13 段落 S/RES/1494(2003)第 15 項； S/RES/1272(1999)第 12 項； S/RES/1096(1997)第 8 項；および S/RES/849(1993)第 11 項 も見よ。
	紛争による人口の変化は容認できないことを再確認し、紛争により影響を受ける全ての難民および国内避難民の奪うことのできない権利をも再確認し、また彼らが安全且つ尊厳ある条件の下で彼らの故郷に帰還する権利を有することを強調する。	S/RES/1615(2005)第 18 項	
	……安全に……彼らの本来の故郷に若しくは彼らが選択する他の場所に自由に帰還する全ての難民および避難民の権利に対する当事者の公約を歓迎し、また地方の治安、住居および仕事に対する必要性に対処する進歩的な調整された計画を通して、徐々に且つ秩序だって実行されるべき、難民および避難民の帰還若しくは再定住を促進する重要性を強調する。	S/RES/1088(1996)第 11 項	
住居、土地および財産	［和平協定］の署名者に対し、国際連合制度の支援を得て、土地保有権問題に対処することを含む、避難民の自発的帰還、社会復帰、再統合および安全のための持続的解決に向けて活動することおよびこれに関連して……政治合意と国際法の下での彼らの義務に従った彼らの約束を遂行することを促す。	S/RES/1933(2010)第 14 項	
	安全保障理事会は、安保理の従前の要請にもかかわらず、［少数民族集団からの難民］の帰還の問題にほとんど進歩がないことを深く懸念し、［政府］に対し［影響を受ける国］全土の彼らの本来の故郷への……難民の帰還を促進するための包括的な対処方法を採択することを促す。［影響を受ける国］が、特に以前の地区に帰還した［少数民族難民］の多くが、彼らの財産の所有を回復できなかったという状況で、彼らの財産権を継続して効果的に保障してこなかったことを憂慮する。安保理は、［影響を受ける国］に対し、財産権の問題に対して直ちに適切な処置を適用すること、また、社会的利益および復興支援の提供において［少数住民］に対するあらゆる形態の差別をやめることを求める。	S/PRST/1996/48	
	脅迫の下でなされたあらゆる宣言および行動、とりわけ土地と所有権に関するもの、は法的に無効であるということおよび全ての避難民はその以前の故郷に平穏に帰還できるべきであるという確立された原則に対する安保理の支持を再確認する。	S/RES/941(1994)第 3 項	
国際連合平和維持活動および他の関連ミッションおよび関係者の役割	［ミッション］が、この優先順位で、以下の職務権限を有することを決定する。 文民の保護 (g)国際的協力者および近隣諸国とともに、国内避難民および難民の自発的、安全且つ尊厳のある帰還若しくは自発的な地域への社会復帰または再定住に資する環境を創設するための、政府の取組を支援すること。	S/RES/1925(2010)第 12 項	例えば、 S/RES/1812(2008)第 8 項； S/RES/1778(2007)第 1 項； S/RES/1756(2007)第 2 項； S/RES/1674(2006)第 16 項； S/RES/1565(2004)第 5 項 S/RES/1545(2004) 第 5 項 (f)、13
	特に危機にある難民、避難民および文民の保護に貢献し、［影響を受ける地域］において人道援助の供給を促進させ、これらの地区における復興および経済社会発展にと	S/RES/1861(2009)第 1 項	

	ってよりよい条件を創出することにより、自発的、安全且つ持続可能な難民および避難民の帰還に資する安全状態の創出を支援する目的で、［影響を受ける国］における多面的な現地関与……を延長することを決定する。		項； S/RES/1509(2003)第 6 項； S/RES/1419(2002)第 11 項； S/RES/1244(1999)第 11 項； および S/RES/1145(1997)第 13 項 も見よ。
	［ミッション］が、［影響を受ける地域］において、国際連合国別現地チーム……と連携を有し、以下の職務権限を有することを決定する。 市民の安全および保護 (c)　国境に近接する難民キャンプを移転するための努力を支援するため、またその目的で、利用可能且つ費用弁済を基盤として、後方支援を国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）に提供するため、［影響を受ける国の］政府および UNHCR と連携すること。 (e)　国内避難民の帰還のための環境を強化する目的で、地方の緊張を解決しまた地方の和解の取り組みを促すために、［影響を受ける国］における国家および地方当局の発案を支援する。	S/RES/1861(2009)第 6 項	
	国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、……［平和維持活動］は、以下の職務権限を有することを決定する。 (b)国際連合人権高等弁務官事務所と協力して、帰還した難民および避難民の状況に関するものを含む、人権状況を監視しまた報告すること。	S/RES/1542(2004)第 7 項(Ⅲ)(b)	
	［反対集団］が、帰還者を保護しまた残っている避難住民の帰還を促進する特有の責任を負っていることを想起し、また安全且つ尊厳のある条件で彼らの故郷に帰還する彼らの奪うことのできない権利を十分に尊重して、彼らの技術を開発しまた彼らの自己信頼を増加させるための、難民および国内避難民の帰還に資する条件を創設する［国際連合機関により］行われるさらなる措置を要請する。	S/RES/1494(2003)第 15 項	
C. 人道的アクセスおよび人道支援要員の安全			
人道支援要員に対する攻撃および人道的アクセスの故意の障害を非難し且つその停止を求める	一般住民の安全、その地区における人道的活動の実施およびその国の安定を脅かし並びに人権および国際人道法の重大な違反をもたらす［影響を受ける国］における軍事活動および強盗を懸念し、	S/RES/1923(2010)前文第 4 段落	例えば、 S/RES/1935(2010)第 10 項； S/RES/1917(2010)前文第 15 段落； S/RES/1894(2009)第 6 項； S/RES/1872(2009)前文第 11 段落； S/RES/1840(2008)第 16 項； S/RES/1828(2008)前文第 12 段落、第 8 項； S/RES/1780(2007)第 3 項； S/RES/1769(2007)前文第 13 段落、第 14 項；および
	［影響を受ける国］における人道状況が悪化していることに安保理の深刻な懸念をくり返し表明し、ある地域で人道援助の提供を妨げている［影響を受ける国］の武装集団による人道援助の提供を標的として妨害することを強く非難し、人道要員に対してくり返される攻撃を憂慮し、国際人道法および人権法に違反して、市民や人道要員に対して行われる暴力または虐待のあらゆる行為に最も強い文言での安保理の非難を表明し、また、刑事責任の免除に対する闘いの重要性を再確認し、	S/RES/1910(2010)第 14 項	
	犯人にかかわらず、国際連合平和維持要員および人道要員に対する全ての攻撃を非難し、またそのような攻撃に責任を有する者は訴追されなければならないことを強調	S/RES/1906(2009)前文第 14 段落	

	し、		S/RES/1265(1999)第８、９項；も見よ。
	［ミッション］からの要員または施設に対するあらゆる攻撃を非難し、人道支援、開発もしくは平和維持活動に従事している国際連合および関連要員もしくは施設または他の関係者に対して向けられた脅迫または暴力行為を行わないことを要請する。	S/RES/1892(2009)第 14 項	
適用可能な国際人道法の遵守を求める	全ての当事者に対し、国際人道法の規則と原則、とりわけ人道要員の保護に関するものを全面的に履行することを再確認し、またさらに全ての関係当事者に対し、適用可能な国際法に一致して、援助を必要とする全ての人に対する即時の、自由且つ妨害のないアクセスを人道支援要員に提供することを要請する。	S/RES/1923(2010)第 22 項	例えば、 S/RES/1828(2008)第３項； S/RES/1814(2008)第 12 項； S/RES/1794(2007)第 17 項； S/RES/1778(2007)第 17 項； S/RES/1769(2007)第 14 項； S/RES/1747(2007)第 24 項； S/RES/1674(2006)第８、22 項； S/RES/1574(2004)第 11 項； S/RES/1565(2004)第 20、21 項； S/RES/1545(2004)第 12 項； S/RES/1533(2004)第５項； S/RES/1509(2003)前文第６段落,８項； S/RES/1502(2003)第４項； S/RES/1497(2003)第 11 項； S/RES/1493(2003)第 12 項； S/RES/1296(2000)第 12、15 項；および S/RES/1265(1999)第７,８,９項；も見よ。
	人道援助の枠組み内で、全ての者にとっての人道性、中立性、不可分性および独立性の人道的原則を支援し且つ尊重する重要性を強調する。	S/RES/1894(2009)、第 13 項	
	食糧、燃料および医療物資を含む、人道支援の［影響を受ける領域］の至る所での妨害されない提供および配布を要請する。	S/RES/1860(2009)第２項	
	人道支援の継続的な提供のための人道的回廊およびその他の手続の創設と開始を目的とした発案を歓迎する。	S/RES/1860(2009)第３項	
	関係するあらゆる当事者に対し、全ての和平過程、和平協定および紛争後の復旧および復興計画に……人道支援の提供の促進を含む文民保護のための特別な措置を含むことを確保することを求める。	S/RES/1674(2006)第 11 項	
	ジュネーブ条約およびハーグ規則を含む国際人道法において述べられているような関係するあらゆる者に対し、武力紛争の状況において援助を必要とする文民に人道支援要員による十分な且つ支障のないアクセスを許可することおよび可能な限り、その活動にとって必要なあらゆる便宜を利用可能とすること、並びに人道支援要員および国際連合要員と関連要員並びにその資産の安全および移動の自由を促進することを促す。	S/RES/1674(2006)第 22 項	
	全ての加盟国に対し、あらゆる要員並びに［平和維持活動］の排他的且つ正式な使用のための、車両および予備部品を含む、装備、食糧、供給品および他の品物の自由、妨げられない且つ迅速な［影響を受けた国］への移動を確保することを求める。	S/RES/1590(2005)第８項	
	人道的援助の提供および影響を受けた住民へのアクセスを遅らせるであろうあらゆる制限を猶予する方法により人道的災害のための国際的な救援を［促進することを影響を受けた国に対し］求める。	S/RES/1556(2004)第１項	
	人道支援要員の武力紛争下の文民への安全且つ支障のないアクセスの重要性を強調し、近隣諸国を含む、関係当事者に対し、国際連合人道支援調整官およびそのようなアクセスを提供している国際連合機関と十分に協力することを求め、国家および事務総長に対し、その拒否が国際の平和および安全に対する脅威を構成するであろう国際法に違反した、そのようなアクセスの故意の拒否に関する情報にその注意を払うこと	S/RES/1296(2000)第８項	

	を招請し、また、これに関連して、そのような情報を審議し、必要な場合には、適切な措置を採択する安保理の意図を表明する。		
	「免除の日」の促進および安全且つ支障のない基本的に必要なサービスの提供のための他の機会を通してを含む、武力紛争の当事者が女性、子どもおよび他の脆弱な集団が要求する保護および援助を叶えるための特別な取極をすることを求める安保理の意図を、必要な場合には、表明する。	S/RES/1296(2000)第 10 項	
人道的援助および準備	緊急対処計画立案の重要性に留意し、	S/RES/1933(2010)前文第 6 段落	例えば、S/RES/1883(2009)前文も見よ。
	現行の［影響を受ける国］の全土における一般市民に対する人道的支援と開発援助を提供することの重要性を強調し、……人道支援と開発支援に対する増大の必要性および……［和平協定の当事者］、国際連合および人道機関間の継続的協力の必要性を含む、国際連合による包括的準備の取組を奨励し、また、資金拠出国に対し、［和平協定］の履行を支援しまた財政的および物質的支援のあらゆる誓約に敬意を表することを促し、	S/RES/1919(2010)前文第 13 段落	
	［影響を受ける国］に対する人道的な資金提供が非常に低下していることに安保理の懸念を表明し、全ての加盟国に対し、現在および未来の強化した人道的なアピールに貢献することを求め、	S/RES/1910(2010)前文第 15 段落	
国際連合平和維持活動および他の関連ミッション並びに関係者の役割	以下に対する安保理の意図を表明する。 (a)　武力紛争の当事者が、国際人道法の下で彼らに適用される義務を履行し、文民の保護のために全ての必要な措置を取り、救助移送品、装備および人員の迅速且つ妨害のない通行を促進することを求める。 (b)　国連平和維持活動およびその他の関連ミッションが、必要とあらば、安全、時機にかなった且つ妨害を受けない人道救助の助けとなる条件の創出を支援するように、職務権限を与える。	S/RES/1894(2009)第 15 項	例えば、 S/RES/1933(2010)第 16 項； S/RES/1894(2009)第 12、14 項； S/RES/1772(2007)第 9 項(d)； S/RES/1778(2007)第 6 項； S/RES/1769(2007)第 15 項； S/RES/1756(2007)第 2 項 S/RES/1701(2006)第 12 項； S/RES/1674(2006)第 16 項； S/RES/1590(2005)第 16 項； S/RES/1565(2004)第 4 、 5 項 S/RES/1542(2004)第 9 項； S/RES/1528(2004)第 6 項； S/RES/1509(2003)第 3 項(k)； S/RES/1502(2003)第 5 項(a)； S/RES/1492(2003)第 25 項； S/RES/1289(2000)第 12 項；
	事務総長が、組織的な監視および人道アクセスへの制約の分析を継続し、適当な場合、安保理に対する彼の説明と国家特定報告書に見解や勧告を含むことを招請する。	S/RES/1894(2009)第 17 項	
	とりわけ、［ミッション］は主要社会基盤のための安全を提供するのに必要なあらゆる措置を講じること、また人道援助の供給のために必要な治安条件の創設のために、要請され且つその能力および現行職務権限の範囲内で、貢献することが承認されていることを強調する。	S/RES/1863(2009)第 2 項	
	国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、 (a)　［ミッション］が、その能力およびその活動の範囲内で、［影響を受ける国］の政府と連携して、以下の任務を実行するために、全ての必要な手段を取る権限を与えられることをさらに決定する。	S/RES/1861(2009)第 7 項	

	(ii)　活動の地区における安全の改善を助けることによって、人道援助物資の提供および人道援助要員の自由な移動を促進すること。		および S/RES/1270(1999)第 14 項 も見よ。
	世界食糧計画の海上輸送船団を保護するため幾つかの国によりなされた貢献に対する安保理の支援をくり返し表明し、国家および地域的機関に対し、互いに密接に調整してまた事務総長に事前に通知し並びに［政府］の要請で、人道支援物資の輸送と引渡に関係する運送……と国際連合が承認した活動を保護するための行動をとることを求め、適切な場合には［地域的な平和維持活動］軍隊提供国に対し、この目的のための支援を提供することを求め、また事務総長に対しこの取組に対して彼の支援を提供することを要請する。	S/RES/1814(2008) 第 11 項	
人道支援要員に対する攻撃の説明責任	その犯行者を問わずに、国際連合平和維持活動要員および人道支援要員に対するあらゆる攻撃を非難し、また、そのような攻撃に責任ある者を訴追することを強調し、	S/RES/1925(2010) 前文第 14 段落	例えば、 S/RES/1674(2006)第 23 項； S/RES/1265(1999)第 10 項 も見よ。
	戦争犯罪を構成する武力紛争の事態において、国際連合憲章に従って行われた人道支援または平和維持活動に関係した要員に対して承知の上で且つ意図的に向けられた攻撃が国際法の下で禁止されていることを強調し、また、そのような犯罪行為に対する刑事責任の免除を終わらせる国家の必要性を想起する。	S/RES/1502(2003) 前文第 5 段落	
	人道支援活動に参加している者に対する、特に殺人、レイプおよび性的暴行、脅迫、武装強盗、拉致、人質を取ること、誘拐、ハラスメント、違法な逮捕および拘束を含む、あらゆる形態の暴力がますます明らかになっていること、並びに人道支援被護送部隊に対する攻撃およびその財産の破壊並びに略奪に対する安保理の最も強い非難を表明する。 国家に対し、そのような要員に対する犯罪が、処罰されないままにしないことを確保することを促す。	S/RES/1502(2003) 第 1 項および第 2 項	
	人道支援要員および国連並びに関連要員の安全を確保するため適切な措置を講じる安保理の決意を表明する。それは、特に次ものを含む。 (a)事務総長に対し、国際連合要員および関連要員の安全に関する条約の主要な規定、特に、国際連合活動のメンバーに対する攻撃の防止、法による処罰可能なまた犯罪者を起訴するか引き渡す犯罪としてそのような攻撃を制定することに関する規定を、将来の並びに必要に応じて、国際連合とそれらの国との間で交渉された現在の軍隊の地位協定、ミッションの地位協定および受入国の協定に、そのような協定の時宜を得た締結の重要性に十分に気を配って、含むことを、また受入国が含むことを、要請する。	S/RES/1502(2003) 第 5 項(a)	
人道支援要員に対する攻撃および人道的アクセスの故意の障害への対応	［渡航禁止および資産並びに経済的資源の凍結に関する］規定は、……［制裁委員会］により次のとおり指定される個人［および］団体に適用されるものとする。 (c)［影響を受ける国］への人道支援の提供または［影響を受ける国］における人道支援へのアクセス若しくはその分配を妨害する者、	S/RES/1844(2008) 第 8 項	例えば S/RES/1894(2009)第 4，17 項； S/RES/1727(2006)第 12 項； S/RES/1296(2000)第 5 項；および

としての対象を特定した且つ段階をつけた措置	人道支援要員および国連並びに関連要員の安全を確保するため適切な措置を講じる安保理の決意を表明する。それは、特に次ものを含む。 (b)事務総長に対し、国際連合憲章の下での彼の特権に従って、人道支援要員および国際連合並びにその関連要員に対して向けられた暴力の結果として人道支援が拒否された事態に、安全保障理事会の注意を喚起することを奨励する。	S/RES/1502(2003)第５項(b)	S/RES/1265(1999)第 10 項も見よ。
D. 敵対行為の実施			
適用可能な国際人道法および人権法の違反を非難し、その停止を求める	脆弱な一般市民が居住する紛争地域への人道支援アクセスを制限する停戦違反、反抗勢力による攻撃、政府による空爆、……、増加する部族間戦闘および人道支援要員並びに平和維持活動要員への攻撃を含む、［紛争地域］における治安状況の悪化に深い懸念を表明し、また全ての当事者に対し、敵対行為を停止し直ちに人道支援アクセスを促進することを要請し、	S/RES/1935(2010)前文第 11 段落	例えば、 S/RES/1868(2009)第 12 項； S/RES/1806(2008)第 12 項； S/RES/1674(2006)第 26 項； S/RES/1574(2004)第 11 項； S/RES/1493(2003)第８項； S/RES/1468(2003)第２項および S/RES/1296(2000)第２、５項 も見よ。
	文民、［部隊の構成員］を標的とする簡易爆発装置(IED)攻撃、自爆攻撃および拉致を含む全ての攻撃、並びに［影響を受ける国］における安定、復興および開発の努力への有害な影響を最も強い表現で非難し、並びに［違法な武装］集団が文民を人間の盾として利用していることを更に非難し、	S/RES/1890(2009)前文第 13 段落	
	一般市民に対して向けられた全ての暴力行為および戦闘行為並びに全てのテロリズムの行為を非難する。	S/RES/1860(2009)第５項	
	空爆を含む、あらゆる方面からの一般市民に対する攻撃および、一般市民の人間の盾としての使用の終了を要求し、	S/RES/1828(2008)前文第 13 段落	
	武力紛争の状況におけるような文民および他の保護された人を故意に標的とすることは国際人道法の最も悪い違反であることを想起し、そのような実行の最も強い文言での安保理の非難をくり返し表明し、また全ての当事者がそのような実行を止めることを要求する。	S/RES/1674(2006)第３項	
適用可能な国際人道法および人権法の遵守を求める	特に戦術および手続の継続的な見直し、並びに、文民の犠牲者が発生した場合および［影響を受ける国の］政府が共同調査を行うことを適当と判断する場合に［影響を受ける国の］政府との協力で実施される事後の見直しおよび調査により、［文民の犠牲の危険性を最小化するため］追加的な強固な努力を行うことを［軍に］求める。	S/RES/1917(2010)第 20 項	例えば、 S/RES/1828(2008)前文第 13 段落； S/RES/1806(2008)第 13 項； S/RES/1801(2008)第 13 項； S/RES/1794(2007)第７項； S/RES/1776(2007)前文第 11 段落； S/RES/1574(2004)第 11 項； S/RES/1564(2004)前文第 10 段落； S/RES/1493(2003)第８項および S/RES/1265(1999)第４項 も見よ。
	武装集団に対する……の軍事活動に対する［ミッション］の支援は厳密に、［軍の］国際人道法、人権法および難民法の遵守並びにこれらの活動の効果的な合同した立案次第であることをくり返し表明し、［ミッション］の軍事指導部は、そのような活動に何らかの支援を提供する前に、特に一般市民の保護に関する十分に合同した立案が行われていることを確認するものとすることを決定し、［ミッション］に対し、［ミッション］の支援を受けている……部隊の一部がそのような法の重大な違反を犯している疑いがあり且つ状況が持続しているなら［軍］司令部とかけあうことを求め、［ミ	S/RES/1906(2009)第 22 項	

	ッション］に対し、これらの［軍］への支援を撤回することを求める。		
	文民の犠牲の危険性を最小化するため［軍］およびその他の国際部隊により行われている努力を認識し、これとの関連で、任務の中心的要素としての［文民］を保護することに更に集中することを含む継続した向上的努力を講じる彼らの意図を歓迎し、また、戦術および手続の継続的な見直し、並びに、文民の犠牲者が発生した場合および［影響を受ける国の］政府が共同調査を行うことを適当と判断する場合に［影響を受ける国の］政府との協力で実施される事後の見直しおよび調査の重要性に留意し、	S/RES/1890(2009)前文第 16 段落	
	国際人道法、人権法および難民法に一致した、とりわけ人が住む地域に対する無差別攻撃を避けることにより、……一般住民を保護するための措置を講じる［影響を受ける国］におけるあらゆる当事者および武装集団の責任を強調する。	S/RES/1814(2008)第 17 項	
	外国軍を含む、全ての当事者が、国際人道法、人権法および難民法の下での関連義務を含む国際法に従って行動するため、また、関連する国際機構と協力するため［影響を受ける国］における平和と安定の維持を促進することの重要性を確認し、また外国軍を含む、全ての当事者が影響を受ける文民の保護を確保するためにあらゆる実行可能な措置を講じるべきことを強調し、	S/RES/1790(2007)前文第 18 段落	
	あらゆる関係当事者が、国際人道法、人権法および難民法、とりわけ 1899 年と 1907 年のハーグ条約および 1949 年のジュネーブ条約と 1977 年のその追加議定書に含まれるもの並びに安全保障理事会の決定の下でのその義務を厳格に遵守することを要求する。	S/RES/1674(2006)第 6 項	
E. 小型武器、地雷および戦争の爆発的残存物			
小型武器の非合法貿易と供給への非難	［制裁を規定する］決議に違反する［影響を受ける国］の域内におけるまたは同国への武器の継続的で不法な流出入を非難し、武器禁輸および［影響を受ける国］に関する決議に規定されたその他の措置の実施を密接に監視し続ける決意を宣言し	S/RES/1896(2009)前文第 13 段落	例えば、S/RES/1919(2010)第 15 項；S/RES/1296(2000)第 21 項；S/RES/1265(1999)第 17 項も見よ。
	小型武器の過度な集積と不安定効果は、人道援助の供給にかなりの障害となり、紛争を悪化させ長期化させる可能性があり、また平和および安定の再訪に必要な安全および信頼を傷つけることを留意し、	S/RES/1894(2009)第 29 項	
	難民および他の脆弱な住民、特に子どもを含む文民の安全について、武器、とりわけ小型武器の拡散の有害な影響を認識し、また、これに関連して、1998 年 11 月 19 日の決議 1209（1998）を想起する。	S/RES/1261(1999)第 14 項	
小型武器に関する国際的な措置の遵守を求める	小型武器の非合法取引の防止、除去および撲滅のための国際連合行動計画に従って、加盟国に対し、特に、関連する国際法の下での国家の既存の責任に一致したやり方で、紛争の解決および国の法律の制定と実施を通して、武力紛争下の子どもの権利と保護に関する適用可能な国際法の関連規定を十分に尊重していない武力紛争の当事者に対する小型武器の違法な取引を管理するため適切な行動をとることを促す。	S/RES/1460(2003)第 7 項	例えば、S/RES/1209(1998)第 3 項も見よ。

	紛争地域への小型武器の違法な流入を防止するための効果的な国際的行動を求める。	S/RES/1318(2000) 第Ⅳ項（１節）	
	全ての加盟国、とりわけ武器の製造および売買に関与している国の、武力紛争を駆り立てるか長引かせる若しくは既存の緊張または武力紛争を悪化させる、武器の移転を制限する重要性を強調する。	S/RES/1209(1998) 第３項	
	あらゆる側面における小型武器非合法取引の防止、除去、撲滅のための国際連合行動計画および小型武器の非合法取引の防止、除去、撲滅における現実的な進展を達成するため、非合法小型武器の時宜を得たやり方での確認および追跡を、国にできるようにする国際的な文書を履行する必要性を強調する。とりわけ、国が物質の安全および備蓄管理を強化すること、余剰分並びに旧式の小型武器を破壊すること、全ての小型武器が製造および輸入の時に印が付けられることを確保すること並びに輸出および国境管理並びに仲買活動を管理することを奨励されること。	S/PRST/2007/24	
小型武器の非合法貿易および供給を防止することにおける国際連合平和維持活動および他の関係者の役割	持続する地域的紛争および暴力並びに文民に対するその影響および武器、とりわけ小型武器の拡散に対し深い懸念を表明し、またこの観点から、［ミッション］に対し、地域紛争解決制度を支援し、また［影響を受ける地域］になんらかの武器または関連物資が存在しているかどうかの監視を継続することを要請する。	S/RES/1935(2010) 第 17 項	
	武力紛争をあおることにより文民の安全に関する、武器、とりわけ小型武器の拡散の有害な影響を認識し、［ミッション］に対し、とりわけ共同体間の紛争を思いとどまらせる地方当局の能力を強化することにより、また、［影響を受ける地域］の不安定を激化させうる武装解除活動を避けるための取組において強制的な文民に対する武装解除イニシアティブを監視することにより、文民の武装解除過程に関する［影響を受ける地域］の政府に支援を提供するその取組を継続することを奨励する。	S/RES/1919(2010) 第 15 項	
	事務総長に対し、…警察部隊および国家治安部隊を含む暫定治安機構の開発において、……政府を支援することを継続することを要請し、事務総長に対し、違法な武器取引との戦い、武装解除、動員解除および再統合（DDR)、司法および矯正能力の立案を含む国家治安戦略の開発において……政府を支援することを更に要請する。	S/RES/1872(2009) 第９項	
	［平和維持活動］が、その能力の範囲および展開地区内において、国内において安定した治安環境を確立する上で、［影響を受ける国］を支援する職務権限を有し、またその目的のために、 (h)［影響を受ける国］の領域内での所在が［武器禁輸を課している決議］によって課された措置に違反する武器および関連軍需品を、適宜押収し収集し、かかる武器および関連軍需品を、適宜処分すること、	S/RES/1756(2007) 第２項(h)	
	［平和維持活動］は、以下の職務権限を担うものと決定する。 (m) ……専門家グループと連携し、また適当な場合には、［近隣国における平和維持	S/RES/1609(2005) 第２項	

	活動］および関係諸政府とも連携し、必要と判断した場合には通告なしに、［影響を受ける国］の港湾、空港、飛行場、軍用基地および国境検問所を通過するあらゆる航空貨物および何らかの輸送車両の貨物の検査などにより、［決議］により課された措置の実施を監視すること。 (n) ［決議］により課された措置に違反して［影響を受ける国］に持ち込まれた武器および何らかの関連物資を適宜回収し、かかる武器および関連物資を適宜処分すること。		
小型武器の非合法貿易および供給への対応としての対象を特定した且つ段階をつけた措置	全ての加盟国は、［影響を受ける国］に対する自国民による若しくは自国の領域からのまたは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、全ての種類の武器および関連物資（武器および弾薬、軍用の車輌および装備、準軍用装備並びにこれらの予備部品を含む。）並びに軍事的活動またはこれらの品目の提供、製造、維持若しくは使用に関連する技術援助、訓練、資金およびその他の援助（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の販売または供給を防止するために必要な措置を直ちにとることを決定する。	S/RES/1907(2009)第５項	例えば、 S/RES/1521(2003)第２項(a)； S/RES/1907 第 12 項 も見よ。
	［ある種の非合法武装集団］およびその他の個人、集団、企業並びに彼らと関係を有する団体に関する［安全保障理事会の制裁決議］により従前に課されたような措置を、全ての国は講じるべきであることを決定する。 (c) 自国領域からまたは領域外の自国民により、あるいは自国旗を使用する船舶または航空機により、これらの個人、集団、企業および組織に対する、武器および兵器並びに弾薬、軍用車両と装備、準軍事的装備と前記の物の予備部品を含む全ての形態の関連物資、および軍事活動に関連する技術的助言、援助あるいは訓練の直接または間接の供給、売却または移転を防止すること	S/RES/1904(2009)第１項	
	具体的な国に対する決議を通して、安全保障理事会の議事日程に載っていて、また武力紛争下の子どもの権利と保護に関する適用可能な国際法に違反している武力紛争の状況の当事者に対する、特に小型武器および他の軍事用装備の輸出および供給並びに軍事援助の禁止命令のような、対象を特定した且つ段階をつけた措置を課すことを審議する安保理の意図を再確認する。	S/RES/1612(2005)第９項	
	武力紛争を長引かせるかまたは子どもを含む一般住民へのその影響力を強めることができる、武力紛争とテロリズム間の連携、貴重鉱物の非合法貿易、小型武器の違法取引および他の犯罪行為に対処するため、国際連合憲章に従って、適切な措置を講じることを考慮する安保理の意図を表明する。	S/RES/1379(2001)第６項	
小型武器の非合法貿易および供給を防止する国際的お	とりわけ同地域における、国際、地域および準地域機関を含む全ての当事者および全ての国家が、監視グループの作業に十分に協力し、且つその構成員の安全、またとりわけ個人、文書および監視グループがその職務権限の実行に関連するとみなされる敷	S/RES/1916(2010)第 12 項	

よび地域的協力	地への妨害されないアクセスを確保することを促す。		
	全ての加盟国に対し、［安全保障理事会決議］により、供給、移転または輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限および国内法令に従い、且つ国際法に適合する範囲内で、海港および空港を含む自国の領域内で、［影響を受ける国］向け並びにそこからの全ての貨物を検査することを要請する。	S/RES/1907(2009)第 7 項	
	［影響を受ける国］および全ての国、特に地域の国の政府、［影響を受ける国］の国際連合ミッションおよび専門家グループに対し、武器の輸送、武装集団により管理または使用されているとされる貿易経路および戦略的鉱山、……から［影響を受ける国］への、および［影響を受ける国］から……への航空便、天然資源の違法な取引、並びに決議 1857(2008)第 4 項に従い［制裁］委員会により指定された個人および団体の活動に関する情報を交換することを含め集中的に協力するよう要請する。	S/RES1896(2009)第 10 項	
	全ての当事者および全ての国に対し、その管轄内または管理下にある個人および団体が専門家グループと協力することを確保するよう要求し、この観点から、全ての国に対し、専門家グループとの協力および情報共有を強化するため、委員会とのフォーカル・ポイントを特定するよう要請する。	S/RES1896(2009)第 12 項	
	地域諸国に対し、［影響を受ける国］における武器禁輸措置の実施にあたり、安全保障理事会委員会および……専門家グループとの協力を強化し、違法な小型武器と違法な資源の越境密輸、および戦闘員の移動に対処するよう求め、また、［同地域の国家］が、地域内に存在する武装集団の活動支援に自国領域が用いられないようにするための措置を講じる安保理の要求をくり返し表明する。	S/RES/1653(2006)第 16 項	
	事務総長に対し、彼の［近隣諸国への特別代表］が、効率性および対費用効果を最大化するためにその各々の職務権限を実行する能力に影響を与えない範囲まで、［各々のミッション］の活動を調整し、とりわけ軍の部隊と武器の取引の国境を越えた移動に関するその任意での軍事情報を共有し、またその兵站的および行政的資源を共同で出資することを、確保することを要請する。	S/RES/1545(2004)第 19 項	
地雷除去および爆発性戦争残存物	［影響を受ける国］の地雷除去計画の遂行における現在までの達成度を歓迎し、国際連合および全ての関係者の支援を得た［影響を受ける国］の政府に対し、同国における生活および平和と安全に与えられる脅威を減らすために、対人地雷、対戦車地雷および戦争の残余爆発物の除去に向けた取組を継続することを奨励し、障害を持つ者を含む、被害者の治療、リハビリテーションおよび経済的且つ社会的再統合への支援を提供する必要性を表明する。	S/RES/1917(2010)第 19 項	
	武力紛争の当事者が、子どもを含む一般市民を、地雷その他の戦争残存爆発物からの影響から保護されるように全て可能な予防策をとるよう求め、これに関連して、地雷	S/RES/1894(2009)第 29 項	

	およびその他の戦争残存爆発物除去にあたっている国家の努力を国際社会が支援し、また障害者を含む被害者のケア、社会復帰および経済的社会的再統合のための支援を提供するように奨励する。		
	対人地雷、戦争残存物および簡易爆発装置が文民に与えかねない深刻な脅威にまた懸念を表明し、	S/RES/1868(2009) 前文第 18 段落	
	活動中の地雷除去……に対する［平和維持活動］の継続する貢献を歓迎し、国の地雷除去能力の継続的発展と緊急地雷除去活動……の双方を支援する［影響を受ける国］に対する国際連合による地雷除去活動における更なる援助を奨励し、財政的および同じやり方での貢献を通してその取組を支持する援助供与国を賞賛し、また地雷の場所に関する地図および情報の［影響を受ける国］と［平和維持活動］との連絡に留意しまた地雷の場所に関する追加的地図および記録を［影響を受ける国］と［平和維持活動］に提供する必要性を強調して、更なる国際的貢献を奨励する。	S/RES/1525(2004) 第 9 項	
	安全保障理事会は、［影響を受ける地域］に、クラスター弾を含む、かなりな数の不発の兵器が存在していることに最も深い不安を表明する。安保理は、敵対行為終了後のそのような弾を原因とする多くの文民並びに地雷除去者の死亡および傷害を憂慮する。安保理は、この文脈において、［影響を受ける国の領域］におけるクラスター弾の使用に関する詳細なデータを国際連合に提供するようにとの事務総長の［紛争当事者］に対する要請を、支持する。	S/PRST/2007/12	
F. 法令遵守、説明責任および法の支配			
国際人道法および人権法基準の普及並びに訓練	まだそうしていない国に対し、国際人道法、人権法および難民法の関連文書に署名し、批准し、加入することを考慮することを、また、かかる文書の下での義務を実施するための適当な法的、司法的、行政的措置をとるという、安保理の求めをくり返し表明する。	S/RES/1894(2009) 第 5 項	例えば、 S/RES/1265(1999)第 5 項および前文第 8 段落 も見よ。
	全ての関係当事者に対し、以下のことを要請する。 (a)　国際人道法、人権法および難民法の情報を最も可能な広い範囲に普及することを保障すること。 (b)　公務員、軍隊や武装集団の構成員、軍隊に関連した要員、文民警察と法執行官、および司法の専門家と法の専門家に対する訓練を提供し、また、国際人道法、人権法および難民法並びに紛争状況における女性や子どもの保護、特別な必要および人権に関する市民社会並びに一般市民の間での認識を高め、また完全且つ効果的な遵守を達成すると。 (d)　適当な場合には、国際連合平和維持活動とその他のミッション、並びに国際連合国別現地チームおよび赤十字国際委員会並びに適当な場合には、国際赤十字や赤新月運動の他のメンバーからも、国際人道法、人権法および難民法の訓練および意識向上	S/RES/1894(2009) 第 7 項	

	のための支援を求めること。		
対象を特定した且つ段階をつけた措置を通した遵守の促進	特に次に該当すると認められ、［制裁］委員会により指定される者に対し、対象を特定した措置を課す十分な用意があることを強調する。 … (d) ［影響を受ける国］において行われた人権および国際人道法の重大な違反に責任を有すること。 (e) 憎悪および暴力を公然に扇動していること。	S/RES/1893(2009)第 20 項	例えば、 S/RES/1727(2006)第 12 項 も見よ。
	全ての国は、［制裁委員会］によって指定される全ての者が自国の領域に入国しまたは領域を通過することを防止するために必要な措置をとらなければならない。 全ての国は、……措置の実施期間中は、この決議の採択の日から、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産および経済資源であって、［委員会］により指定される者または団体により直接的若しくは間接的に所有され若しくは管理される団体に保持されるものを直ちに凍結することを決定し、さらに、全ての国は、いかなる資金、金融資産または経済的資源も、自国の国民またはその領域内にいる者により、そのような者または団体の利益のために利用可能とならないことを確保することを決定する。 ［これらの］規定は、［影響を受ける国］で活動し、また、殺人、傷害、性的暴力、拉致および強制移送を含む、武力紛争下において子どもまたは女性を標的とする国際法の重大な違反を犯す個人……に、適用するものとすることを決定する。	S/RES/1807(2008)第 9 、11 項および第 13 項(d)と(e)	
	国際人道法または人権法違反若しくは他の残虐行為を犯す個人……は、［以下の］措置に従うものとすることを決定する。すなわち、全ての国は、［制裁委員会］により指定される全ての者が自国の領域に入国しまたは領域を通過することを防止するため必要な措置をとらなければならないこと。ただし、この項のいずれも、国に自国民の自国の領域への入国を拒否することを義務づけるものではない。全ての国は、この決議の採択の日から若しくはその後のいかなる時であっても、自国の領域内に存在する全ての資金、その他の金融資産および経済資源であって［制裁委員会］により指定される者または団体により直接的若しくは間接的に所有され若しくは管理されるもの、若しくはそのような者の利益のためまたはその指示で行動するそのような個人若しくは団体により、直接的若しくは間接的に所有され若しくは管理される団体により所有されるものを凍結しなければならないこと。および、全ての国は、資金、その他の金融資産および資源を、自国の国民またはその領域内にいる者により、そのような者または団体の利益のために利用可能とならないことを確保することを更に決定する。	S/RES/1591(2005)第 3 項(c)	
	全ての国は、［影響を受ける国］における平和および国民和解過程に対する脅威を構	S/RES/1572(2004)	

	成する、人権法および国際人道法の重大な違反に責任があると決定された他の者を［含む］、全ての人の、自国領域への入国または領域を通過することを防止するため、12 か月の期間、必要な措置をとらなければならないことを決定する。…ただし、この項のいずれも、国に自国民の自国の領域への入国を拒否することを義務づけるものではない。	第 9 項	
説明責任	［影響を受ける国］に対し、［軍］の一員が行った性的およびジェンダーに基づく暴力を含む人権侵害に関する「ゼロ・トレランス」の完全な実施を確保することを促し、また、［ミッション］の支援を得て、そのような侵害に関する全ての報告が徹底的に調査されまた全ての責任を有する者が、強固な且つ独立した過程を通して、司法手続きに付されることを促す。	S/RES/1906(2009)第 11 項	例えば、 S/RES/1906(2009)前文第 8 段落； S/RES/1902(2009)前文第 11 段落、第 18 項； S/RES/1863(2009)前文第 10 段落; S/RES/1828(2008)前文第 8 段落； S/RES/1826(2008)前文第 9 段落； S/RES/1816(2008)第 16 項； S/RES/1769(2007)前文第 12 段落; S/RES/1674(2006)第 8 、11 項； S/RES/1591(2005)前文第 5 段落； S/RES/1577(2004)第 2 項； S/RES/1565(2004)第 19 項； S/RES/1564(2004)前文第 9 段落および第 7 項； S/RES/1556(2004)前文第 10 段落および第 6 項； S/RES/1479(2003)第 8 項； S/RES/1468(2003)第 2 項； S/RES/1296(2000)第 17 項； S/RES/1291(2000)第 15 項； S/RES/1289(2000)第 17 項 も見よ。
	国際人道法および人権法の重大な違反に対する刑事責任の免除に強く反対することを確認し、またこの文脈において、刑事責任の免除に終止符を打つための関連義務を遵守すること、および違反を予防し、再び起こることを回避し、持続的平和、正義、真実および和解を探求するために、戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪またはその他の国際人道法の重大な違反に責任を有する者を入念に捜査し、訴追する国家の責任を強調する。	S/RES/1894(2009)第 10 項	
	紛争下の若しくは紛争から回復している社会が、武力紛争により影響を受けた文民に対して行われた過去の人権侵害を甘受し将来のそのような人権侵害を防止するために、刑事責任の免除を終わらせることが不可欠であることを再確認する。	S/RES/1674(2006)第 7 項	
	刑事責任の免除を終わらせ、集団殺害、人道に対する罪、戦争犯罪および市民に対して行われる他の残虐な犯罪に責任を有する者を訴追する国家の責任を想起し、この点に対して、紛争中および紛争後の状況において国内の司法制度が著しく弱体化していることを確認しつつ、性的暴力を犯した者のわずか少数の者のみが訴追されていることに懸念しつつ留意し、	S/RES/1888(2009)前文第 7 段落	
	人権および国際人道法の重大な違反の行為者を遅滞なく法の裁きにかけることを含み、刑事責任の免除を終わらせ、また武装勢力、国家警察およびその他の治安の主要な地位を含む公的な立場の候補者の選出において、国際人道法および人権の尊重について、候補者の過去の行動を考慮することについて［国の］当局に対して安保理の要求をくり返し表明する。	S/RES/1756(2007)第 12 項	
	文民に対して組織的に準備された、大虐殺を含む、暴力行為と他の残虐行為および国際人道法違反並びに人権侵害、とりわけ女性および少女に対する性的暴力を強く非難し、指揮官レベルの者を含む、責任を有する者を訴追する必要性を強調し、また［影響を受ける国］を含む全ての当事者に対し、人権および国際人道法の更なる違反、とりわけ文民に対して行われたものを防止するためあらゆる必要な措置をとることを	S/RES/1493(2003)第 8 項	

	促す。		
	武力紛争の全ての当事者が、国際人道法およびとりわけ 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の下でのその義務を遵守する義務があること、また、同諸条約の重大な違反を行うか指図する者は、そのような違反に関して個別の責任があることを再確認する。	S/RES/1193(1998)第 12 項	
臨時の司法制度および審査委員会の設置	……重大な罪の責任は、国家レベルにおける措置をとること、および国内手続を支援する国際協力を促進することによって保障されねばならないことを想起し、検討対象となりうる国内、国際および「混合」刑事裁判所並びに法廷、および真実と和解委員会、並びに被害者のための国内補償プログラムを含む、幅広い司法および和解メカニズムと制度改革に注意を促し、また刑事責任の免除に終止符を打つ安全保障理事会の役割を強調する。	S/RES/1894(2009)第 11 項	例えば、 S/RES/1902(2009)第 17 項； S/RES/1888(2009)前文第 8 段落； S/RES/1674(2006)第 6 項 も見よ。
	［影響を受ける国］の全ての人民の中に永続する和解を促進することにおける移行期司法の重要性を認識し、……移行期司法制度の確立に関する国民的協議の過程を歓迎し、	S/RES/1902(2009)前文第 9 段落	
	事務総長が、全ての当事者による国際人道法違反の報告を直ちに調査するため、ジェノサイドの行為が起こったか否かをまた決定するため、またそのようなことに責任を有する者は責任があることを確保する目的でそのような違反の行為者を特定するために迅速に国際的な審査委員会を設立することを要請し、全ての当事者に対し、そのような委員会と十分に協力することを求める。	S/RES/1564(2004)第 12 項	
	刑事責任の免除を終わらせ、ジェノサイド、人道に対する罪および国際人道法の重大な違反に責任を有するものを起訴する国の責任を強調し、この目的のために、ジュネーブ条約の第一追加議定書の第 90 条により設立された国際事実調査委員会の利用の可能性を確認する。	S/RES/1265(1999)第 6 項	
	［影響を受ける国］の要請を受領して、［影響を受ける国］の領域において行われたジェノサイドおよび他の国際人道法の重大な違反について責任を有する者および隣国の領域において行われたジェノサイドおよび他のそのような違反について責任を有する［影響を受ける国］の市民を起訴する目的のみのための国際的な法廷を、［日時］の間、設置することをこれによって決定する。	S/RES/955(1994)、第 1 項	
	［影響を受けた国］の領域において行われた国際人道法の重大な違反に対し責任を有する人を起訴する目的のみのための国際的な法廷を、［日時］の間、設置することをこれによって決定する。	S/RES/827(1993)、第 2 項	
ジェノサイド、人道に対する罪若しくは戦争犯罪に関す	同国における残虐行為について責任ある者に責任を負わせるため［影響を受けた国］の政府により為された公約を歓迎し、国際刑事裁判所と［影響を受けた国］の政府との協力に留意し、また、同国における戦争犯罪および人道に対する罪について責任あ	S/RES/1925(2010)前文第 12 段落	例えば、 S/RES/1906(2009)前文第 10 段落 も見よ。

る事態の国際刑事裁判所への付託	る者に責任を負わせることを積極的に探すこと並びにこの目的のための地域協力の重要性を強調し、		
	国際連合憲章第７章にもとづいて行動して、 ……事態を、国際刑事裁判所の検察官に付託することを決定する。 ［影響を受けた国］およびその他の……紛争のあらゆる当事者は、本決議に従って同裁判所および検察官と十分に協力するものとすることおよびあらゆる必要な支援を提供するものとすること並びに、ローマ規程の当事国でない国家は、同規程の下での義務は負わないことを認識しながら、全ての国家および関係地域機関並びにその他の国際機関に対し十分に協力することを促すことを決定する。 同裁判所および［関連する地域的期間］に対し、刑事責任の免除に対する闘いにおける地域的取組に貢献するであろう、同地域における手続を実施する可能性を含む、検察官および同裁判所の活動を促進する実行可能な措置を討議することを招請する。	S/RES/1593(2005) 第１～３項	
法の支配の回復	法の支配制度の改革に向けて取られた措置を歓迎し、この点に関して必要な支援を提供し続けることを［ミッション］に要請し、［影響を受けた国の］当局に対して、特に、主要な法制度の近代化および司法改革の履行において、この支援を十分に利用すること、任命を含み、より高位の司法制度が十分に機能することが可能となる必要な措置を取ること、また特に子どもに特別の関心を払い、長期にわたる公判前勾留と拘禁施設の過密状態の問題に対処し続けることを奨励する。	S/RES/1892(2009) 第 15 項	例えば、 S/RES/1917(2010)第 33 項； S/RES/1906(2009)第３項； S/RES/1896(2009)前文第 11 段落； S/RES/1892(2009)前文第７、９および 16 段落； S/RES/1868(2009)前文第５段落および第 23 項 も見よ。
	この文脈において、刑事責任の免除を終わらせ、司法制度機構、法の支配を強化しおよび女性と少女を含む［影響を受けた国］内の人権の尊重並びに［影響を受けた国］における刑務所部門の再建および改革における［影響を受けた国の］政府による更なる進展の重要性を強調し、	S/RES/1890(2009) 前文第 18 段落	
	国際社会の支援の下で、［影響を受けた国の］政府に対し同国全土に法の支配を強化しおよび刑事責任の免除を除去するため、矯正制度の再建と改革を含む、公正且つ透明な司法制度の確立に向けて活動を継続することを招請し	S/RES/1746(2007) 第 13 項	
	［影響を受けた国］に対し、国際社会と調整して、政策、司法制度および矯正制度の包括的改革を、人権および基本的自由を保護し且つ促進し、また刑事責任の免除を終わらせることを遂行することを促す。	S/RES/1702(2006) 前文第９段落	
	全ての関係当事者に対し、全ての和平過程、和平協定および法の支配の再確立を含む文民の保護のための具体的な措置を含む紛争後の復旧並びに復興計画を確保することを求める。	S/RES/1674(2006) 第 11 項	
武装解除、動員解除および再統合	［影響を受けた国］の長期的安定のための包括的治安部門改革の実施および適切な場合には［国内の］武装集団の武装解除、動員解除および再統合（DDR）および外国人武装集団の武装解除、動員解除、再帰還、再定住および再統合（DDRRR）を達成す	S/RES/1925(2010) 前文第４段落	

	ることの緊急性を強調し、持続可能な経済発展を確保する治安条件の創設の必要性を考慮し、これらの分野における国際的協力機関により為される貢献の重要性を強調し、		
	恒久的な武装解除、動員解除、再定住あるいは、適切な、再帰還、並びに［影響を受けた国］の長期的な安定化のための［国内］および外国の武装集団の再統合の重要性、またこの分野において国際的な協力機関による貢献を強調し、	S/RES/1906(2009)前文第３段落	
	……当事者に対し、再統一および武装解除の過程を促進するための更なる進展を為すことを促し、また、国際的な援助提供者に対し、必要に応じて、彼らへ支援を提供することを続けることを奨励する。	S/RES/1880(2009)第 13 項	
治安部門改革	治安を確保し、同国の全地域にわたって法の支配を確保する、自立的且つ民族的均衡のとれた［影響を受けた国の］治安部隊を目指すとの目標に向けた前進を加速させるため、適切な手続を吟味し、訓練し、指導し、装備しおよび女性と男性にとっての能力を強化するための努力を通して、包括的な枠組の中で、［影響を受けた国の］治安部門の機能性、専門性および説明責任を増大させることの重要性をくり返し表明する。	S/RES/1917(2010)第 23 項	例えば、 S/RES/1925(2010)第５項； S/RES/1906(2009)前文第３段落、第３および４項； S/RES/1896(2009)前文第 10 段落； S/RES/1872(2009)前文第９段落 も見よ。
	事務総長に対し、法の支配および……を含む人権の保護並びに統治、審査および機構の監督を含むその治安部隊の活動のための法的および政策的枠組の尊重を反映する国家治安戦略の開発において［影響を受けた国の］政府を支援し続けることを要請する。	S/RES/1910(2010)第 12 項	
	［影響を受けた国の］当局が、［ミッション］の支援を得て、国際的な標準に従って［軍隊］と国内治安部隊に対する効果的な吟味手続を確立し、国際人道法違反および人権侵害に関係した者の排除を確実にしまた、適切な場合には、そのような者に対し司法手続を発動することに関する安保理の求めをくり返し表明する。	S/RES/1906(2009)第 32 項	
	治安部門改革の重要性を強調し、全ての国際的パートナーに対し、……、とりわけ人権と性的およびジェンダーに基づく暴力に関する訓練の分野において、国の治安当局および警察の能力を専門化し且つ向上するための……政府の取組を支援することを促す。	S/RES/1902(2009)第 14 項	
	……政府に対し、……法の支配および人権の保護を尊重することを確保し、統治、審査および機構の監督を含むその治安部隊の活動のための法的および政策的枠組を開発することを求める。	S/RES/1872(2009)第 10 項	
法の支配の回復および説明責任の促進における国際連合平和維持活動お	［ミッション］は、この優先順位で、以下の職務権限を有するものとすることを決定する。 文民の保護 (c) 人権を促進し且つ保護しまた規律および人権侵害並びに人道法違反に関する政府	S/RES/1925(2010)第 12 項	例えば、 S/RES/1923(2010)第８項； S/RES/1927(2010)第６項； S/RES/1906(2009)第 39 項；

よび他の関係者の役割	の「ゼロ・トレランス政策」の実施を通してを含む刑事責任の免除と闘うため、保安部隊、とりわけ新しく統合された部隊により行われた国際人道法違反およびあらゆる形態の性的およびジェンダーに基づく暴力を含む人権侵害から、文民の保護を確保するための［影響を受ける国］の取組を支援すること。 (d) ［軍隊］により逮捕された者を起訴する軍事司法当局を支援するため、起訴支援組織を設立することによるを含む、犯人を訴追するための国内的および国際的取組を支援すること。 … 安定および平和の強化 (l) ［影響を受ける国］の指導的役割を十分に考慮して、他の国際的協力機関と密接に協力して、治安および司法制度を強化し且つ改革する［国の］当局の取組を支援すること。 (o) 紛争の影響を受ける地域の一連の刑事裁判、警察、裁判所および刑務所並びに中央レベルでの戦略的計画の支援を開発するため［国の］当局と密接に協議して、複数年の合同国際連合司法支援計画を策定し且つ履行すること。 (p) 他の国際的協力機関と密接に協力して、訓練を受けた［国の警察部隊］の展開を通して、武装集団から解放された領域における国の権威を強化し、法の支配の制度および領土行政を開発する［影響を受ける国］の政府による取組を支援すること。		S/RES/1892(2009)第 10 項； S/RES1890(2009)第 6 項； S/RES/1872(2009)第 9 項； S/RES/1868(2009)第 4 項； S/RES1756(2007)第 3 項； S/RES/1589(2005)第 9 項； S/RES/1564(2004)第 9 項； S/RES/1547(2004)第 4 項；および S/RES/1528(2004)第 6 項 も見よ。
	［ミッション］に対し、……子どもと女性に対して行われる暴力に特別に配慮して、［影響を受ける国］における人権の促進および保護に対し貢献し続けること、刑事責任の免除を終わらせる目的で人権侵害違反を監視し捜査を援助することを継続すること、……また、事務総長に対し、この分野における進展に関する関連情報を安全保障理事会への彼の報告書に含むことを継続することを更に要請する。	S/RES/1880(2009)第 26 項	
	［平和維持活動が］現在の職務権限に一致して、法の支配、公共の安全および秩序の回復と維持を援助すること、関係者と協議して、全ての関連法規の再検討に対する技術的支援、専門的資源として働く専門家の提供、迅速な身元確認と人を入れすぎた刑務所および長期にわたる公判前勾留に対処する履行制度並びにこれらの活動の調整と立案を含む、司法部門改革の監視、再構築、改革および強化において、［国家当局］に援助および助言を提供することを決定し、また［影響を受ける国］に対し、これらの援助を十分に利用することを招請する。	S/RES/1702(2006)第 14 項	
	平和維持活動の一部門としての文民警察の重要性を強調し、文民の安全と福祉を確実にする警察の役割を認識し、また、これに関連して、資格のあるまた十分に訓練された文民警察の迅速な展開のための国際連合の能力を高める必要性を認める。	S/RES/1265(1999)第 15 項	
武装解除、動員解除	［ミッション］が、……以下の職務権限を有するものとすることを決定する。	S/RES/1933(2010)	例えば、

および再統合プログラム並びに治安部門改革における国際連合平和維持活動および他の関係者の役割	(k)　治安部門改革 －国際標準に従った効果的な鑑定機構の設立に関することを含む、治安部門改革および将来の国軍の準備に関して、適当な場合には、……政府に助言すること。 －コートジボワール当局による警察官および憲兵隊の、とりわけ群衆管理訓練を通した、能力開発および［影響を受ける国の］全土における彼らの存在を回復することに貢献すること。	第 16 項	S/RES/1880(2009)第 27 項も見よ。
	［ミッション］は、この優先順位で、以下の職務権限を有するものとすることを決定する。 (i) 政治的仲介の努力を通してを含む、［国内の］武装集団の DDR 活動の完了または事前の適切な訓練と装備を条件とした彼らの軍への効果的な統合を支援すること。 (j)外国の武装集団構成員の DDRRR の活動を支援すること。 (m)［国内の武装集団］の改革に関する関連する法律に一致して、とりわけ取組の調整と情報および教訓の交換を促進することにより、軍事司法および軍事警察を含むその軍事能力の強化において、政府が要請した場合には、国際的および２国間協力者と共に、支援すること、［国軍］および大勢の軍事警察の訓練を支援し、軍事司法制度を支援し、装備および他の要求された資源を提供するため資金供与国を動員すること。 (n) 適切な法的枠組みを採択する当局の緊急の必要性を想起しつつ、大勢の国家警察に訓練を提供することと基礎的供給品を提供するため資金供与国を動員することを含む、［影響を受けた国］の政府が主導した警察改革を支援すること。	S/RES/1925(2010)第 12 項	
	［ミッション］に対し、武装解除、動員解除および再統合（DDR）過程を再活性化しまた DDR の履行における自発的な武装解除および武器の収集並びに処分の取組を支援し、また再統合の局面のための資金供与国からの継続的且つ拡大された資金援助の促進に役立つ、持続可能な再統合プログラムの時宜を得た提供を確保し、また地方当局および再統合した個人のための経済的機会を創出することで DDR を強化する国際連合の機関、計画および基金、イニシアティブと調整するため、［国の］陸軍と密接に活動することを奨励し、また、資金供与国に対し、とりわけ再統合の局面における DDR 過程に対する援助の求めに対応することを更に促し、また、資金供与国に対し全ての援助の義務および誓約を引き受けることを求め、また、この文脈において、紛争の影響を受けた地域社会の犠牲者を同様に支援する必要性に留意する。	S/RES/1919(2010)第 18 項	
	［ミッション］に対し、その職務権限に一致して且つ文民警察の承認された水準の範囲内で、［影響を受けた国］全土で、とりわけ警察任務の発展が欠落している南部で、法の支配の促進、警察および矯正任務の再構築および文民警察および矯正職員の訓練を支援することにおいて［和平合意］の当事者に対する取組を継続することを奨励す	S/RES/1919(2010)第 17 項	

	る。		
	事務総長に対し、［国の］警察部隊および国家治安部隊を含む暫定治安機構の開発において、［影響を受けた国の］政府を支援することを継続すること、また法の支配および武装解除、動員解除並びに社会復帰（DDR)、司法および矯正能力の立案を含む人権の保護並びに統治、審査および機構の監督を含むその治安部隊の活動のための法的および政策的枠組の尊重を反映する国家治安戦略の開発において［影響を受けた国の］政府を支援し続けることを要請する。	S/RES/1910(2010)第 12 項	
	［ミッション］に対し、人権、国際人道法、子どもの保護およびジェンダーに基づく暴力と性的暴力の防止の分野におけるものを含む、治安部門改革を支持するより広範囲な国際的取組の部分として……［軍隊］に対する軍事訓練を提供することを更に要請する。	S/RES/1906(2009)第 31 項	
	［ミッション］に対し、……［影響を受けた国の］全土における文民警察の存在を回復することにおいて［影響を受けた国の］政府を支援し、国内の治安サービスの再構築に関してまた［影響を受けた国の］全土における司法権および法の支配の再確立において［影響を受けた国の］政府に助言することをまた継続することを要請する。	S/RES/1880(2009)第 27 項	
G. メディアおよび情報			
ジャーナリストの保護	［影響を受けた国の］全土に及ぶ人権および基本的自由並びに国際人道法の全面的尊重を求め、報道の自由に対する制限とジャーナリストに対する攻撃に懸念をもって留意し、	S/RES/1917(2010)第 34 項	S/RES/1738(2006)第 7 項も見よ。
	武力紛争の状況における、ジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員それ自体に対する意図的な攻撃を非難し、また全ての当事者に対し、そのような行為に終止符を打つことを求める。	S/RES/1738(2006)第 1 項	
	武力紛争の地域で危険な専門的任務に従事しているジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員が、彼らが文民としての彼らの地位に影響を及ぼす有害な行為を行わないことを条件として、文民として考慮されるべきことおよびそれ自体として尊重され保護されるべきことを想起する。	S/RES/1738(2006)第 2 項	
	メディアの装備および設備は文民のものを構成すること、またこれに関連して、それらが軍事的目的物でない限り、攻撃または報復の対象となるべきでないことを想起し、	S/RES/1738(2006)第 3 項	
	国家および他の全ての武力紛争の当事者に対し、ジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員を含む、文民に対する国際人道法の違反を防止するため、彼らの全力を尽くすことを促す。	S/RES/1738(2006)第 6 項	
暴力の扇動への対策	あらゆる［影響を受けた国の市民］に対し、憎悪、不寛容および暴力に対する何らかの要求を自制することを促し、……彼の報告書で、事務総長が安全保障理事会に対し、	S/RES/1933(2010)第 10 項	例えば、S/RES/1727(2006)第 12 項

	政治的緊張をあおりまた暴力を扇動するメディア関係者に対する対象を特定した制裁を課すことに興味をもって留意し、また安保理は［影響を受けた国］における平和および国民和解過程への脅威となる若しくは憎悪と暴力を公然と扇動すると決定された人に対する他のことを含む、対象を特定した措置を課す十分な準備があることをくり返し表明する。		も見よ。
	武力紛争の状況における文民に対する暴力のあらゆる扇動に対する安保理の非難を再確認し、そのような暴力を扇動した個人を、適用可能な国際法に従って、訴追する必要性を更に再確認し、また、ミッションを承認する際に、ジェノサイド、人道に対する罪および国際人道法の重大な侵害を扇動している放送をしているメディアに対する反応としての措置を、適当と認められる場合に、考慮するその意思を知らせる。	S/RES/1738(2006)第４項	
	全ての国が、12 か月の間、［影響を受けた国］において、公然と憎悪および暴力を扇動するあらゆる人を［含む］、平和および国民和解過程に対する脅威を構成する全ての人の自国領域への入国またはその通過を防止するため、必要な措置を講じることを決定する。ただし、この項のいずれも、国に自国民の自国の領域への入国を拒否することを義務づけるものではない。	S/RES/1572(2004)第９項	
	武力紛争下の文民に向けた暴力に対するあらゆる扇動への安保理の非難を再確認し、扇動するかそのような暴力の他の原因となる個人を訴追する必要性を更に再確認し、またミッションを承認する際に、ジェノサイド、人道に対する罪および国際人道法の重大な侵害を扇動している放送をしているメディアに対する反応としての措置を、適当と認められる場合に、考慮するその意思を知らせる。	S/RES/1296(2000)第 17 項	
紛争に関する情報の正確な管理	武力紛争において関係する全ての当事者に対し、ジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員の専門的な独立性と権利を尊重することを促す。	S/RES/1738(2006)第８項	
	適当と認められる場合に、国際連合平和維持活動は、国際連合の活動についての事実に基づく情報も与えつつ、平和教育および子どもの保護を含む、国際人道法と人権法についての情報を普及させることができるマス・メディア部門を含むべきことを確認し、また適当と認められる場合に、地域的な平和維持活動は、そのようなマス・メディア部門を含むことを奨励されるべきことを更に確認する。	S/RES/1296(2000)第 18 項	
Ⅱ．武力紛争により影響を受ける子どもに関する安全保障理事会の議論から生じた具体的な保護の関心			
子どもに対する暴力を非難し､その停止を求める	［影響を受けた国］における［反政府］勢力による子どもの徴用および使用並びに紛争の結果として子どもが死亡することまたは傷害を受けることに強い懸念を表明し、適用可能な国際法に違反した子ども兵の徴用および使用並びに武力紛争の状況における子どもに対して行われるあらゆるその他の暴力や虐待、とりわけ学校に対する攻撃および自爆攻撃に子どもを使用することに安保理の強い非難をくり返し表明し、これらに責任を有する者が訴追されるべきことを求め、	S/RES/1917(2010)第 22 項	例えば、 S/RES/1840(2008)第 17 項； S/RES/1806(2008)第 14 項； S/RES/1780(2007)第 17 項； S/RES/1674(2006)第５項； S/RES/1539(2004)第１項および

	蔓延したレイプや女性と少女に対する他の性的虐待と共に、武器を用いた暴力によって影響を受ける子どもに対する重大な違反行為を強く非難し、	S/RES/1892(2009)第 19 項	S/RES/1493(2003)第 13 項も見よ。
	武力紛争の当事者による子どもの徴用と使用、および武力紛争の当事者による子どもたちの再徴用、殺害、傷害、レイプおよびその他の性的暴力、誘拐、学校や病院への攻撃、人道的アクセスの拒否および武力紛争の状況下で子どもに対して実行されたその他の国際法違反を強く非難する。	S/RES/1882(2009)第 1 項	
	女性や少女に対する差別および暴力の行為、とりわけ少女が学校に通うことを邪魔することを目的とした暴力、が継続していることを強く非難し、	S/RES/1868(2009)第 29 項	
	武力紛争の当事者による、彼らに適用される国際的義務に違反した子ども兵士の徴用および使用並びに武力紛争下の子どもに対して行われた他のあらゆる違反および人権侵害を強く非難する。	S/RES/1612(2005)第 1 項	
適用可能な国際人道法および国際人権法の遵守を求める	武力紛争の全ての当事者が、児童の権利条約および武力紛争における子どもの関与に関する児童の権利条約選択議定書、並びに 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約およびその 1977 年追加議定書を含む武力紛争における子どもの保護に関し適用される国際法の義務を厳格に履行することを要請し、武力紛争の全ての当事者が、児童の権利条約および武力紛争における子どもの関与に関する児童の権利条約選択議定書、並びに 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約およびその 1977 年追加議定書を含む武力紛争における子どもの保護に関し適用される国際法の義務を厳格に履行することを要請し、	S/RES/1882(2009)前文第 8 段落	例えば、 S/RES/1923(2010)第 24 項； S/RES/1906(2009)第 15 項； S/RES/1868(2009)第 29 項； S/RES/1479(2003)第 15 項および S/RES/1296(2000)第 10 項 も見よ。
	全ての武装集団が、子どもを徴用することおよび使用することを直ちに止めまた彼らと一緒にいる全ての子どもを解放することを要求する。	S/RES/1794(2007)第 3 項	
	関係する全ての当事者に対し、武力紛争によって影響を受ける子どもの保護に関して彼らに適用される国際的義務、並びに彼らが子どもと武力紛争のための事務総長特別代表、ユニセフおよび他の国際連合機関に対して行った具体的な公約を守ることおよびこれらの公約のフォローアップと履行において、国際連合平和維持活動と国際連合国別現地チームと十分に協力することを求める。	S/RES/1612(2005)第 15 項	
	そのようにまだしていない［関連する事務総長報告書に記載された］武力紛争の当事者に対して、更なる遅滞なしに、適用可能な国際法に違反して子どもの勧誘と使用を止める具体的な時間を限った行動計画を準備し且つ履行し、また［子どもと武力紛争のための事務総長特別代表］、並びにユニセフおよび監視並びに報告に関する国連国別タスクフォースと密接に協力して子どもに対するあらゆる暴力と虐待に対処するという、安保理の求めをくり返し表明する。	S/PRST/2008/6	
子どもに対する重大な違反を犯した	安全保障理事会は、関係加盟国に対し、武力紛争の状況にある子どもに対して行われた暴力および虐待の執拗な行為者に対して断固たる且つ即時の行動を取ることを求	S/PRST/2010/10	

者の説明責任	め、またさらに、子どもの徴用と使用、殺害と傷害およびレイプとその他の性的暴力に関するものを含む適用可能な国際法の下で禁止されている、かかる違反に対し責任を有するものを、子どもに対して罪を犯した者に対する刑事責任の免除を終わらせる目的で、国内司法制度および適用される場合には国際的司法手続並びに混合刑事裁判所および法廷を通して、訴追することを求める。		
国際連合平和維持活動および他の関連ミッション並びに関係者の役割	［ミッション］に対し、その職務権限と一致してまた関係当事者と調整して並びに軍および武装集団に勧誘されまた参加している子どもの家族と共に、保護、解放および再統合について特に強調して、国家 DDR 調整理事会および DDR 委員会に対するその支援を増加しまた再統合過程を監視することを要請する。	S/RES/1919(2009)第 19 項	例えば、 S/RES/1936(2010)前文第 13 段落; S/RES/1923(2010)第 23 項； S/RES/1882(2009)第 12 項； S/RES/1828(2008)第 14 項； S/RES/1806(2008)第 14 項； S/RES/1780(2007)第 17 項； S/RES/1612(2005)第 12、18 項； S/RES/1565(2004)第 5 項(g)； S/RES/1509(2003)第 3 項； S/RES/1460(2003)第 15 項； S/RES/1296(2000)第 9 項および S/RES/1265(1999)第 13 項 も見よ。
	事務総長に対し、とりわけ児童保護アドバイザーの任命を通して、［ミッション］の児童保護部門の強化を続けることを要請する。	S/RES/1917(2010)第 22 項	
	子どもと武力紛争に関する安全保障理事会決議の効果的フォローアップを保障し、監視しまた子どもと武力紛争の事務総長特別代表と緊密な協力をもって事務総長に進展を報告することを保障し、子どもと武力紛争に関連した問題に調和のとれた対応を保障する、各々の職務権限に一致した、監視および報告の国際連合国家レベル・タスク・フォースおよび国際連合国別現地チームの責任を強調する。	S/RES/1882(2009)第 8 項	
	事務総長に対し、子どもと武力紛争に関する彼の報告書に［子どもと武力紛争に関する］［安全保障理事会の］作業部会勧告の実施に関する詳細な情報を、より組織的に含むことを要請する。	S/RES/1882(2009)第 9 項	
	事務総長に対し、適当な場合、監視および報告手続を完全な能力にまで引き上げ、子どもに対して実行された全ての暴力および虐待に対する迅速な弁護および効果的な対応を可能とし、かかる手続によって集められ、また手続に提出された情報が正確で信頼でき、そして検証しうるものであることを保障するための必要な措置を取り続けることを要請する。	S/RES/1882(2009)第 17 項	
	平和維持活動局が最近採択した子どもの保護政策指示に従い、平和維持活動に子どもの保護を主流化する平和維持活動局の努力を歓迎し、子ども保護アドバイザーを平和維持活動並びに関連平和構築および政治ミッションに派遣することを奨励し、かかる職務権限に子どもの保護のための特定の規定を含み続けることを決定する。	S/RES/1882(2009)第 11 項	
	国家特定状況に関する彼の全ての報告書に、具体的内容として子どもと武力紛争の問題が含まれることを保障すべきという事務総長への安保理の要請をくり返し表明し、安保理の議題としてそれらの状況を審議する際、関連する安全保障理事会決議並びに子どもと武力紛争作業部会の勧告の履行を含む、そこに規定された情報に安保理の完全な注意が向けられる安保理の意図を表明する。	S/RES/1882(2009)第 10 項	
	武力紛争の影響を受ける子どもの保護についての、地域的および準地域的機関による	S/RES/1612(2005)	

	最近の発案および取極を歓迎し、また彼らの政策提言、政策および計画、すなわち、査読の開発および監視と報告制度、その事務局内に、子ども保護制度の設立、その平和および現場活動への児童保護職員と訓練を含むこと、紛争時の子どもに害を与える活動を終わらせる準地域および地域間イニシアティブ、とりわけ子どもの越境勧誘と拉致、小型武器の違法移動並びに子どもと武力紛争に関する指針の開発と履行を通した天然資源の違法貿易に子どもの保護の継続した主流化を奨励する。	第 13 項	
	加盟国、国際連合機関および金融機関を含む全ての関係当事者に対し、地域の子ども保護イニシアティブの持続性を確保するため、政策提言、武力紛争によって影響を受けた子どもの保護および社会復帰のための国内機関および地域市民社会ネットワークの能力の開発と強化を支援することを促す。	S/RES/1612(2005)第 17 項	
	安全保障理事会は、軍隊および武装集団と一緒にいる全ての子どもの解放、社会復帰および再統合への彼らの計画的な対応の長期にわたる安定と成功を確保することを目的に、「軍隊または武装集団の不法な勧誘から子どもを保護するパリ原則」を念頭に置きつつ、子どもに関する武力紛争の長期にわたる効果と子どもの完全な社会復帰と家族と地域社会への再統合への障害に関して、特に、適切な健康管理の提供に対処すること、計画と模範例についての情報の交換を強化すること、および子どもの保護と福祉の分野における国家戦略または行動計画を支援する適切な資源、資金および技術的援助の利用を確保すること、を通して、政府および援助提供コミュニティを含む、全ての関係当事者が、より強く焦点をあてる必要性を、くり返し表明する。	S/PRST/2008/28	
行動計画	［ミッション］は、この優先順位で、以下の職務権限を有するものとすることを決定する。 (e) 監視報告制度の支援を得て、子どもに対する深刻な暴力、とりわけ［軍隊］にいる子どもを解放する行動計画の完了に対処し、また、更なる勧誘を防止する責務の履行を確保するため、政府と密接に行動すること。	S/RES/1925(2010)第 12 項	例えば、 S/RES/1935(2010)第 19 項； S/RES/1612(2005)第 16 項 も見よ。
	［その年］の年末までにその部隊とまだ一緒にいる全ての子どもを解放するための［武装集団］による行動計画の採択を歓迎し、またこの目標を達成するためこの行動計画の時宜を得た履行を求める。	S/RES/1919(2010)第 19 項	
	適用可能な国際法に違反する子どもの徴用と使用を停止するための、時間を限った具体的行動計画を準備し実施する安保理の求めに、武力紛争のいくつかの当事者が対応したことを留意しつつも、 (a)　まだ適用可能な国際法に違反する子どもの徴用と使用を停止するための行動計画の準備および実施をまだしていない、子どもと武力紛争の事務総長報告書の付属資料に記載された武力紛争当事国に対し、これ以上の遅滞なくそのようにする安保理の求めをくり返し表明する。	S/RES/1882(2009)第 5 項	

	(b)　適用可能な国際法に違反して、武力紛争の状況下で子どもの殺害と傷害且つ／またはレイプおよびその他の子どもに対する性的暴行を行っている子どもと武力紛争の事務総長報告書の付属資料に記載されたそれらの当事者に対し、かかる暴行や虐待を停止するための時間を限った具体的行動計画を準備することを求める。 (c)　さらに、子どもと武力紛争の事務総長報告書の付属資料に記載された全ての当事者に対し、子どもに対して実行された全てのその他の暴行および虐待に対処し、これに関連して具体的な約束と措置に着手することを求める。 (d)　子どもと武力紛争の事務総長報告書の付属資料に記載された当事者に対し、本項に含まれた規定の実施を、子どもと武力紛争の事務総長特別代表および監視および報告の国際連合国家レベル・タスク・フォースと密接に協力して実施するよう促す。		
	この文脈において、加盟国に対し、監視および報告の国際連合国家レベル・タスク・フォースおよび国際連合国別現地チームと密接に協議して、時間を限った行動計画の策定と実施、および武力紛争における子どもの保護に関連した、義務と約束の国際連合国家レベル・タスク・フォースによる再検討および監視を促進する方法を考案することを奨励する。	S/RES/1882(2009)第 6 項	
	ユニセフおよびその他の子どもの保護関係者によって認められた模範例の上に構築された効果的な子どものための武装解除・動員解除・再統合プログラムは、適用される国際法に違反して軍隊や武装集団によって徴用または使用された全ての子どもたちの幸福にとって重要であり、また恒久的な平和および安全保障のための重要な要素であることを強調し、またかかる共同体を基盤としたプログラムが時機にかなった持続的且つ適切な資源と資金が受けられることを確実にすることを、国の政府および援助者に促す。	S/RES/1882(2009)第 13 項	
平和維持活動要員の訓練	［ミッション］に対し、人権、国際人道法、子どもの保護およびジェンダーに基づく暴力と性的暴力の防止の分野におけるものを含む、治安部門改革を支持するより広範囲な国際的取組の部分として……、［軍隊］に対する軍事訓練を提供することを更に要請する。	S/RES/1906(2009)第 31 項	例えば、 S/RES/1325(2000)第 6 項および S/RES/1265(1999)第 14 項 も見よ。
	平和工作活動、平和維持活動と平和構築活動に関与する要員への、国際人道法、人権法および難民法の関連規定の遵守と子どもとジェンダー関連規定を含むそのような法および交渉と意思伝達の技量、文化的意識、HIV/AIDS と他の感染症の予防についての軍民調整と感受性の適切な教育の提供の重要性をくり消し表明し、事務総長に対し、適切な指針を普及させかかる国際連合要員が適切な訓練を受けるよう確保することを促し、また、関連加盟国に対し、必要なまた実行可能な場合、適切な指示を普及することおよび適切な訓練が同様の活動に関与する要員のための計画に含まれることを確保することを促す。	S/RES/1296(2000)第 19 項	

子どもおよび和平過程	加盟国、平和構築委員会およびその他の関係当事者を含む国際連合関連機関は、武力紛争によって影響を受けた子どもたちの保護、権利、幸福および能力の強化が、全ての和平過程に統合されること、および紛争後の復興と再構築計画、プログラムおよび戦略は、武力紛争によって影響を受けた子どもたちに関する問題を優先的に扱うことを保障することを要請する。	S/RES/1882(2009)第 15 項	例えば、 S/RES/1826(2008)第 6 項;および S/RES/1674(2006)第 11 項; S/RES/1612(2005)第 14 項 も見よ。
	全ての関連する当事者に対し、［和平合意］の履行においては子どもの保護が表明されていることが確保されることを求め、事務総長に対し、子どもの状況について継続したモニタリングと報告および子ども兵の徴用および使用並びに子どもに対するその他の違反を終了させるための期間を定めた行動計画の準備に向けて、当事者との継続した対話を確保することを要請する。	S/RES/1769(2007)第 17 項	
子どもに関する適用可能な国際人道法および人権法の義務への対応する対象を特定した且つ段階をつけた措置	子どもと武力紛争に関する決議の尊重が保障されるための決意をくり返し表明し、これに関連して、 (a)　決議 1612（2005）の第８項で要請された、子どもと武力紛争作業部会の持続する活動および勧告を歓迎し、また作業部会が定期的に安全保障理事会に報告を続けることを招請する。 (b)　作業部会と関連する安全保障理事会制裁委員会との間での、武力紛争下における子どもに対する暴行および虐待に関する要を得た情報交換を含む、より促進された連絡を要請する。 (c)　決議 1612（2005）の第９項に従って執拗な犯罪者に対して行動を取る安保理の意図を再確認する。	S/RES/1882(2009)第７項	
	事務総長に対し、全てその他の子どもに対する暴力および虐待を考慮に入れつつ、適用される国際法に違反して、武力紛争の状況下での子どもの殺害と傷害且つ／またはレイプおよびその他の性的暴力に従事している当事者を、事務総長の子どもと武力紛争の報告書の付属資料に含めることを要請し、本項は決議 1379（2001）第 16 項に定められた条件に従った状況に適用されることを留意する。	S/RES/1882(2009)第３項	
	［制裁委員会］により指定される全ての者が自国領域に入国または領域を通過することを防止するために必要な措置をとることを決定する。 全ての国は、…措置の実施期間中は、この決議の採択の日から、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産および経済資源であって、［制裁委員会］により指定される者または団体により直接的若しくは間接的に所有され若しくは管理されるもの、または……それらの者若しくは団体の代理としてまたは彼らの指示により行動する者若しくは団体により直接的若しくは間接的に所有され若しくは管理される団体に保持されるものを直ちに凍結することを決定し、さらに、全ての国は、いかなる資金、金融資産または経済資源も、自国の国民またはその領域内にいる者により、そのよう	S/RES/1807(2008)第 9、11 および 13 項(d)と(e)	

	な者または団体の利益のために利用可能とならないことを確保することを決定する。［これらの］規定を、［影響を受けた国］において活動し、適用可能な国際法に違反して武力紛争において子どもを勧誘しまたは使用する政治的および軍事的指導者、［および］［影響を受けた国］において活動し、子どもを標的とする国際法の重大な違反を犯す個人に適用することを決定する。		
Ⅲ．武力紛争により影響を受ける女性に関する安全保障理事会の議論から生じた具体的な保護の関心			
女性および少女に対する暴力を非難しおよびその停止を求める	ジェンダー間平等に関して達成された進展にもかかわらず、女性と少女の権利を保証するため拡大された取組が必要であることを認識し、女性や少女に対する差別および暴力の行為、とりわけ少女が学校に通うことを邪魔することを目的とした暴力、が継続していることを強く非難し、選出されたり任命された機関と市民サービスを含む全ての政府機関における……［影響を受けた国の］政府の約束を歓迎し、	S/RES/1917(2010)第 35 項	例えば、 S/RES/1882 第 1 項； S/RES/1820(2008)前文第 8 段落； S/RES/1806(2008)第 28 項 も見よ。
	武力紛争および紛争後の状況における女性並びに少女に対して行われた適用される国際法の全ての違反を強く非難し、全ての紛争当事者に対して、即時の効果を持つ行動を阻止することを要請し、また、刑事責任の免除を阻止し、暴行および他の性的暴力を含み、武力紛争において女性および少女に対して行われた全ての形態の暴力に責任を有する者を訴追する全ての国家の責任を強調する。	S/RES/1889(2009)第 3 項	
	武力紛争の状況における全ての形態の性的暴力を含む女性と子供に対する暴力への繰り返される非難にもかかわらず、また即座の効果を持つそのような行為の停止について武力紛争の全ての当事者に対する呼びかけにもかかわらず、そのような行為が生じ続けまたある状況においては体系化あるいは大規模化してきたことに深い懸念をくり返し表明し、	S/RES/1888(2009)前文第 3 段落	
適用可能な国際人道法および人権法の遵守を求める	国際人道法が、武力紛争中の文民の一部として女性と子どもの一般的な保護を、また彼（女）らが特に危険にさらされる可能性があるという事実から特別な保護を提供していることを想起し、	S/RES/1888(2009)前文第 6 段落	S/RES/1889(2009)第 2 項； S/RES/1888(2009)前文第 10 段落
	武力紛争の全ての当事者に対し、特に文民としての女性と少女の権利と保護に適用可能な国際法、とりわけ 1949 年のジュネーブ諸条約および 1977 年のその追加議定書、1951 年の難民条約および 1967 年のその追加議定書、1979 年の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約および 1999 年のその選択議定書および 1989 年の児童の権利に関する国際連合条約および 2000 年……のその二つの選択議定書の下で適用される義務を十分に尊重し、また、国際刑事裁判所のローマ規程の関連条項を念頭におくことを求める。	S/RES/1325(2000)第 9 項	
女性および紛争の予防と解決	加盟国、国際的および地域機構に対して、とりわけ女性組織を支援し、援助管理および企画に関与する女性の指導力並びに能力を促進すること、および平等に参加する女性の能力に関する否定的な社会的な態度に対抗することを通じて、復興過程の早期段	S/RES/1889(2009)第 1 項	例えば、 S/RES/1935(2010)第 3 項； S/RES/1889(2009)第 8 項；

	階での政治的および経済的意思決定における関与を強化することによってを含み、とりわけ紛争解決、紛争後の計画および平和構築における、和平過程の全ての段階の間、女性の参加を改善するために更なる措置をとることを促す。		S/RES/1888(2009)前文第 13、14 段落および第 7 項 も見よ。
	紛争後の状況にある加盟国に対して、女性組織を含む市民社会との協議の下で、全ての水準において公の意思決定に従事する能力強化と、教育、収入を生み出す活動、基本的なサービスへのアクセスとりわけ性的および生殖に関する健康並びに生殖に関する権利また身体上の健康を含む健康上のサービス、ジェンダーに対応した法執行および司法へのアクセスを通じて、より多大な身体の安全とより良い社会経済状況への支援をとくに包含する、これらニーズと優先度に対応するために、女性と少女のニーズと優先度を詳細に特定し、また具体的な戦略を計画することを奨励する。	S/RES/1889(2009)第 10 項	
	停戦以前の人道上のアクセスおよび人権についての合意、停戦および停戦監視、武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）、司法分野改革（SSR）の取極、正義と救済、紛争後の回復と開発の分野を特に含み、危険にさらされている人々を保護しまた完全な安定を促進するために、和平過程および仲介の取り組みの最初から、性的暴力の問題に取り組む重要性を強調し、	S/RES/1888(2009)前文第 12 段落	
	全ての関係当事者に対し、女性と子どもの状況を継続的に監視し報告することを含む、紛争後の復興並びに復旧の局面における［和平合意］の履行において、女性と子どもの保護に取り組むことおよび全ての報告された虐待を捜査し且つそれに責任を負う者を裁判にかけることを保証することを求める。	S/RES/1880(2009)第 14 項	
	事務総長およびその特使に対し、紛争の予防と解決、国際の平和と安全、そして紛争後の平和構築に関連する議論に参加するため、女性を招聘することを促し、全ての当事者に対し、そのような会議において、意思決定の段階における女性の平等且つ完全な参加を促進することを奨励する。	S/RES/1820(2008)第 12 項	
	全ての関連する関係者が、和平協定の交渉および実施に際し、ジェンダーの視点を採用することを求める。なかんずく下のことを含む。 (a)　帰還および再定住の間並びに社会復帰、再統合および紛争後の再建のため女性と少女の特別のニーズ (b)　紛争解決のために、地区の女性の平和イニシアティブおよび先住民のプロセスを支援し、和平協定のあらゆる履行手続において女性が関与する措置 (c)　とりわけ憲法や選挙制度、警察および司法に関係するような女性と少女の人権を保護しまた尊重することを確保する措置	S/RES/1325(2000)第 8 項	
国際連合平和維持活動および他の関連ミッション並び	事務総長特別代表に対し、性的暴力に対する［ミッション］の包括的戦略に一致して［ミッション］のジェンダーアドバイザーと人権保護ユニットの中に女性の保護アドバイザー(WPAs)を確定することを要請する。	S/RES/1906(2009)第 18 項	例えば、 S/RES/1889(2009)前文第 14 段落; S/RES/1828(2008)第 15 項；

に関係者の役割	文民、軍事および警察機能の平和維持活動への女性の包含を歓迎し、武力紛争によって被害を受けた女性および子どもは平和維持活動の女性と共に行動しまた虐待を報告することにより安心感を感じること、また女性の平和維持隊員の存在は、現地の女性による国家の武装および治安部隊への参加を促す可能性があり、したがって全ての者に対して、特に女性にアクセスしやすくまた対応のよい治安分野の構築を助けることを確認し、	S/RES/1888(2009)前文第 15 段落	S/RES/1590(2005)第 15 項； S/RES/1528(2004)第 6 項（n）； S/RES/1325(2000)第 5 、7 項および S/PRST/2007/40 も見よ。
	事例に応じて、ジェンダーアドバイザーと人権保護ユニット内の女性の保護アドバイザー（WPAs）の確定を含み、国際連合平和維持活動の職務権限にレイプおよび他の性的暴力からの女性および子どもの保護についての特定の規定を、適宜、含めることを決定し、	S/RES/1888(2009)第 12 項	
	事務総長に対し、あらゆる形態の性的暴力から女性と少女を含む民間人を保護するための、関連する国連平和維持活動の能力を高める目的で、それらの職務権限と一致した、効果的な指針と戦略を開発すること、そしてこの点に関し、女性と少女の保護に関する事務総長の意見と勧告を、紛争状況に関する事務総長の文書による報告に体系的に含むことを要請する。	S/RES/1820(2008)第 9 項	
	事務総長と関連する国際連合機関に対し、特に、適切な場合には女性および女性が指導する組織との協議を通じて、全ての武装解除、動員解除そして再統合の過程と同様に、国連が運営する難民そして国内避難民のキャンプの中および周辺における、女性と少女に対するとりわけ性的暴力を含んだ暴力からの保護を認めるための効果的なメカニズムを開発することを要請する。	S/RES/1820(2008)第 10 項	
	加盟国、国際連合組織および金融機関を含む関連する全ての当事者に対し、武力紛争下および紛争後の状況に置ける性的暴力の犠牲者へ持続的な援助を与えるため、とりわけ司法および保健システム並びに地方市民社会ネットワークと、国家機関の能力を発展し強化することを支援することを促す。	S/RES/1820(2008)第 13 項	
	とりわけ適切な地域および準地域的機関に対し、武力紛争の状況において性的暴力に影響された女性と少女の利益のための政策、活動および啓蒙活動の開発そして履行を考慮することを促す。	S/RES/1820(2008)第 14 項	
	［平和維持活動］に対して、特に［国］における武装部隊により行われた性的暴力の規模および深刻さを念頭において、性的暴力を予防しまた対応する取組への全般的な再検討を行い、また国際連合国別現地チームおよび他の国際的協力機関との密接な協力の下、その職務権限に一致した［国の］治安部隊に対する教育を含んで、性的暴力の予防、保護および対応を強化するために、包括的なミッション全般の戦略を実行し、また事実に基づいたデータおよび問題の傾向分析を含み、この点について取られた行動に関して、必要に応じて別個の添付資料を含み、報告を定期的に行うことを要請す	S/RES/1794(2007)第 18 項	

	る。		
	武力紛争における文民、とりわけ女性と子どもに対して行われた全ての性的および他の形態の暴力を最も強い文言で非難し、また全ての和平支援活動がそのような暴力を防止しまたそれが起きた場合にその影響に対処するための全ての実行可能な措置を用いることを確保することを約束する。	S/RES/1674(2006)第 19 項	
	［平和維持活動］が、関連する［国際連合］機関と密接に活動しつつ、女性、子どもおよび脆弱な人々に特別な注意をもって、人権の促進と保護を支援し、刑事責任の免除を終わらせるため人権侵害を捜査し、また重大な人権侵害および国際人道法違反に責任を有する者を訴追することを確保するための取組に協力することを決定する。	S/RES/1565(2004)第 5 項(g)	
	事務総長に対し、国際連合の現地活動における、特に軍事監視、文民警察、人権および人道要員の中の、女性の役割と貢献を拡大することを求めることを更に促す。	S/RES/1325(2000)第 4 項	
	平和工作活動、平和維持活動および平和構築活動の職務権限に、女性および子どもを含む、特別な注意を要求している集団に対する特別な保護および援助の規定を含むことの重要性に留意する。	S/RES/1265(1999)第 13 項	
包括的戦略	紛争当事者に対し、女性および子どもを含む文民を、あらゆる形態の性的暴力から保護するための適切な措置を直ちに講じることを要求し、また［ミッション］に対し、女性と子どもに対して性的暴力並びにジェンダーに基づく暴力からの保護を提供するための包括的戦略の実施に関して報告すること、並びに性的およびジェンダーに基づく暴力の撲滅に向けた進展を評価することを要請し、事務総長に対し、1325（2000）と 1820（2008）、1888（2009）と 1889（2009）の諸決議の関連規定が［ミッション］により履行されることを確保することおよび安保理に対する彼の報告にこのことに関する情報を含むことを要請する。	S/RES/1935(2010)第 18 項	例えば、 S/RES/1889(2009)第 4 項； S/RES/1885(2009)前文第 14 段落； S/RES/1880(2009)第 16 項； S/RES/1881(2009)第 14 項 も見よ。
	全ての当事者に対し、特に、性的暴力に対処する国家行動計画を採択し履行するという、［影響を受けた国］における子どもと武力紛争に関する安保理の作業部会の勧告を十分に実施するため、［ミッション］の継続的支援を得て、文民、特に女性、子どもおよび避難民の保護を確保すること、また、法の支配が強化され全ての報告された虐待が捜査され、そしてそのような侵害に責任を有する者が訴追されることを確保することを求め、全ての当事者に対し、あらゆる形態の性的暴力を自制し、それから文民を予防しまた保護する適切な措置を講じることを更に求める。	S/RES/1933(2010)第 13 項	
平和維持活動要員の訓練	事務総長に対し、展開前と現場において、［ミッションの］部隊および警察提供国に対し、人権、性的侵害とジェンダー問題を含む差し迫った脅威から市民を保護することと適切な対応に関する軍事および警察要員に対する指針と訓練を含むための技術的支援が、提供されることを確保することを要請する。	S/RES/1906(2009)第 13 項	例えば、 S/RES/1898(2009)第 10 項； S/RES/1296(2000)第 19 項および S/RES/1265(1999)第 14 項 も見よ。
	事務総長に対し、安全保障理事会、平和維持活動に関する特別委員会およびその作業	S/RES/1820(2008)	

	部会そして適切な国家と協議の上、適切であれば、よりよく性的暴力および民間人に対する他の形態の暴力を防止し、認識しそして対応することを援助するため、安保理によって委任される任務との関連で、国際連合により展開する全ての平和維持そして人道援助要員のために、適切な訓練プログラムを開発しそして履行することを要請する。	第６項	
	武装要員および警察を提供する国家に対し、事務総長と協議の上、平和維持活動要員または警察により高い比率の女性を展開させる可能性があるかどうかを含め、女性と子どもを含む民間人の保護そして紛争下および紛争後の状況における女性と少女に対する性的暴力を防ぐため、国連平和維持活動に参加するそれら要員の意識および責任を高めることができる手段を考察することを奨励する。	S/RES/1820(2008)第８項	
	事務総長に対し、女性の保護、権利および特別なニーズについて、並びに、あらゆる平和維持と平和構築手段における女性の関与の重要性について、研修指針や資料を加盟国に提供することを要請し、これらの要素および HIV/AIDS に関する意識向上研修を、展開のための準備における軍人および文民警察要員のための国家研修プログラムの中に取り入れることを招請し、また事務総長に対し、平和維持活動の文民要員が同様の研修を受けることを確保することを更に要請する。	S/RES/1325(2000)第６項	
性的暴力を非難しまたその停止を求める	紛争当事者に対し、決議 1820（2008）に一致して、女性および子どもを含む文民を、あらゆる形態の性的暴力から保護するための適切な措置を直ちに講じることを要求する。	S/RES/1935(2010)第 18 項	例えば S/RES/1933(2010)前文第９段落および第 13 項； S/RES/1888(2009)第２項； S/RES/1828(2008)第 15 項； S/RES/1820(2008)第２、３項； S/RES/1674(2006)第５、19 項； S/RES/1591(2005)前文第 10 段落； S/RES/1545(2004)前文第８段落； S/RES/1468(2003)第２項および S/RES/1325(2000)第 10 項 も見よ。
	全ての武装集団が、［影響を受けた国］において一般住民に対するあらゆる形態の暴力および人権侵害、とりわけレイプおよび他の形態の性的虐待を含むジェンダーに基づく暴力、を直ちに止めることを要求する。	S/RES/1925(2010)第 18 項	
	特に適切な軍事的訓練措置を行い、命令責任の原則を維持し、市民に対する全ての形態の性的暴力の無条件の禁止に関して軍を訓練し、性的暴力を煽る通念を暴露し、性的暴力を含む国際人道法および人権法の重大な違反に関与する者の排除を確実とする、国軍および治安部隊の候補者の身元を調査することを含み、全ての形態の性的暴力から、女性と子供を含む市民を保護するために、武力紛争の全ての当事者が、即座に適切な措置を取ることを求める。	S/RES/1888(2009)第３項	
	全ての……当事者に対し、特に、適切な軍事訓練措置の強制実施、指揮責任原則を守ること、あらゆる形態の性的暴力の無条件禁止に関する部隊訓練を含みうる、あらゆる形態の性的暴力を禁止し、予防しまた市民を守るための適切な措置を講じることをまた求める。	S/RES/1880(2009)第 15 項	
女性に関する適用可能な国際人道法	国を特定した制裁体制を設立しそして改変する時には、武力紛争の状況の当事者に対する特定のそして段階的な措置の適否について、武力紛争の状況において女性と少女	S/RES/1820(2008)第５項	

および人権法の義務への対応する対象を特定した且つ段階をつけた措置	に対するレイプや他の形態の性的暴力に関与した者を考慮するという、安保理の意図を確認する。		
	全ての国は、［制裁委員会］により指定される全ての者が自国の領域に入国しまたは領域を通過することを防止するために必要な措置をとることを決定する。 全ての国は、…措置の実施期間中は、この決議の採択の日から、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産および経済資源であって、［制裁委員会］により指定される者または団体により直接的若しくは間接的に所有され若しくは管理されるもの、または……それらの者若しくは団体の代理としてまたは彼らの指示により行動する者若しくは団体により直接的若しくは間接的に所有され若しくは管理される団体に保持されるものを直ちに凍結することを決定し、さらに、全ての国は、いかなる資金、金融資産または経済資源も、自国の国民またはその領域内にいる者により、そのような者または団体の利益のために利用可能とならないことを確保することを決定する。 ［これらの］規定を、……［影響を受けた国］において活動し、武力紛争下において子どもまたは女性を標的とする国際法の重大な違反を犯す個人に適用することを決定する。	S/RES/1807(2008)第 9、11 および 13 項(d)と(e)	
性的暴力を犯した者の説明責任	とりわけ継続する性的およびジェンダーに基づく暴力に安保理の懸念を表明し、政府に対し、更なる暴力を防止するための必要な措置を講じることおよびそのことに責任を有する者を訴追することを確保すること継続することを促す。	S/RES/1902(2009)第 19 項	例えば、 S/RES/1591(2005)前文第 10 段落; S/RES/1493(2003)第 8 項；および S/RES/1468(2003)第 2 項 も見よ。
	命令の責任原則に合致して、性的暴力を防止しまた刑事責任の免除と闘い責任を執行するという公約と政治的意思を表明することの文民と軍人の指導者の必要性、また不作為は紛争における性的暴力の事件が容認されるというメッセージを伝える可能性があることを確認し、	S/RES/1888(2009)前文第 11 段落	
	レイプや他の形態の性的暴力は、戦争犯罪、人道に対する罪、もしくはジェノサイドを構成する行為であることを留意し、紛争解決過程と関連して性的暴力の罪を恩赦規定から除外することの必要性を強調し、加盟国に対し、そのような行為の責任を有する者を起訴する義務を履行し、性的暴力の全ての犠牲者、とりわけ女性と少女が、法の下に平等の保護と、訴訟手続への平等なアクセスを有することを求め、持続可能な平和、正義、真実、および国家的和解を求める包括的アプローチの一部として、そのような行為の刑事責任の免除を終了させる重要性を強調する。	S/RES/1820(2008)第 4 項	
	とりわけ［民兵および武装集団による、また国軍並びに警察および］他の治安および諜報サービスの部隊によって行われる性的暴力を非難し、［影響を受けた国の］政府が、［平和維持活動］および他の関連主体との協力の下、そのような暴力を阻止し、犯罪行為者およびまた彼らが仕える上級の指揮官を訴追する緊急の必要性を強調し、また、加盟国に対して、これ関して支援し、また犠牲者に医療、人道上および他の支	S/RES/1794(2007)前文第 14 段落	

	援を提供し続けることを求め、		
性的搾取と虐待	事務総長に対し、［ミッション］の文民および軍事要員による性的搾取と虐待の申立てを十分に調査し続けることおよび性的搾取と性的虐待から保護するための特別措置に関する事務総長公示に定められた適切な措置を講じることを要請する。	S/RES/1906(2009)第 12 項	例えば、 S/RES/1840(2008)第 22 項； S/RES/1674(2006)第 20 項； S/RES/1565(2004)第 25 項； S/RES/1460(2003)第 10 項および S/RES/1436(2002)第 15 項 も見よ。
	事務総長に対し、国際連合平和維持活動における性的搾取および虐待のゼロ・トレランス政策を履行する努力を継続しそして強化することを要請する；そして兵力および警察提供諸国に対して、展開前および現場における啓蒙教育そして自国の要員がかかる行為に関係した場合に全面的な説明責任を確保する他の行動を含む、適切な事前予防策を講じることを促す。	S/RES/1820(2008)第 7 項	
	事務総長に対し、戦略の進展と性的搾取および虐待を含む全ての違法行為を防止し、身元を明らかにし、対応する適切な手続き、そして要員の違法行為を防止し、国際連合の行動指針を完全に履行することを確保するための訓練の拡大を含む、国際連合の性的搾取と虐待に対するゼロ・トレランス政策を［平和維持活動］が実際に履行することを達成するための必要な措置を講じ、性的搾取および性的虐待からの保護についての特別措置に関する事務総長告示(ST/SGB/2003/13)に従って全ての必要な措置を引き続き講じ、安保理に対して報告を続けることを要請し、兵力提供国に対し、展開前の啓発活動、……展開後の啓発活動を含む、適切な予防行動を講じること、および自国の要員が関与するそのような行動の際には、完全な説明責任を確保するための懲戒行為および他の行為を講じることを促す。	S/RES/1769(2007)第 16 項	